

第2章 東京都の私学助成

第2章 東京都の私学助成

1 都における私学助成の変遷

都の私学助成は、古くは戦前の教職員給与費補助、あるいは終戦直後のいわゆる教育委託制度や戦災復旧資金貸付（ただし、昭和 21・24 年度は国が実施）などがあったが、現在の補助制度は、昭和 26 年の東京都私立学校教育助成条例（旧助成条例）の制定が起源といえる。

都においては、表 2-1 のとおり、昭和 30 年代以降各種の施策を実施してきたが、昭和 50 年の「私立学校振興助成法」の制定によって、都道府県が行う私立学校の経常的経費に対する補助について、国がその一部を補助できることになった。法の制定を受けて都は、昭和 53 年に旧助成条例の全文改正による「東京都私立学校教育助成条例」を制定し、以後私立高等学校等に対する経常的経費の 2 分の 1 補助の達成をはじめとする私学助成の大幅な充実が図られた。

【私立学校振興助成法】

昭和 45 年から、私立大学等に対する国の経常費補助、あるいは地方交付税制度による国の都道府県に対する財源措置が講じられていたが、昭和 40 年代後半の物価の急騰、人件費の増大等が私立学校の経営に深刻な影響を及ぼすようになったことを背景として、昭和 50 年、私立学校振興助成法（以下「振興助成法」という。）が制定された。

振興助成法は、私立学校の教育条件の向上及び在学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、私学の経営の健全化を図るものである。同法の制定により、私立大学等に対する経常費補助が、従前のいわゆる予算補助から法律補助になるとともに、都道府県に対する国庫補助の法的根拠が明確化された。また、私立学校法第 59 条が改正され、公的助成に関する学校法人に対する業務、会計状況に関する報告、予算の変更及び役員解職勧告権限についても振興助成法で定められることとなった。

このように、振興助成法の制定は、公費助成の法的保障によって、私立学校の健全な発達を図ろうとするものであり、私立学校法の制定以降、今日に至るまでの私立学校の歴史の中で、最も重要な意義をもつものであるといえる。

第2章 東京都の私学助成

＜表 2-1＞ 私学助成の変遷

年 度	法 制 度 等	補 助 事 業
昭和21年度		* 私立学校建物戦災復旧資金貸付の実施 (21年度～26年度、21・24年度は国)
24	[私立学校法制定(24.12.15)]	
25	[私立学校法施行細則制定] 第一回都私立学校審議会	◎教職員待遇改善費補助の実施 (26年度から特別支援学校を含む。) * 私立学校教育研究費補助の実施
26	東京都私立学校教育助成条例施行(旧条例)	
27		* 産業教育施設設備整備費補助の実施
29	東京都育英資金貸付条例施行(29. 4. 1)	* 私立学校教職員共済組合費補助の実施
31		* 理科教育等設備整備費補助の実施
32	私立学校特別調査会答申	
33	東京都私立学校助成審議会設置(33. 4. 1)	
36		* 私立高等学校生徒急増対策補助事業の実施(～39年度)
38		◎需用費補助の実施 * 通信制高等学校経常費補助の実施
39		* 定時制等教育振興費補助の実施(～平成22年度)
41		* 私立学校退職手当補助の実施
43		* 入学支度金貸付制度創設
45	[私立大学等経常費補助制度創設] 助成方策協議会意見書提出(45.12.18)	* 進学奨励事業の実施
46		◎運営費補助の実施
47	第二次助成方策協議会意見書(47.12.26)	* 私立幼稚園園児保護者負担軽減事業費補助の実施
48		* 特別奨学金制度創設
49		◎私立学校経常費補助制度創設(待遇改善費を統合)
50	[私立高等学校等経常費助成費補助金制度創設 (国庫補助)] [私立学校振興助成法制定](50.7.11)	
53	東京都私立学校助成条例全部改正(53. 3.31)	
55		◎私立学校経常費補助人頭割を特別運営費補助とする。 * 私立高等学校生徒急増対策事業費補助の実施(～58年度)
56	(財)東京都私立学校教育振興会の設立(56. 6. 1)	* 私立学校教育振興資金融資利子補給事業の実施
57	助成条例制定直接請求に係る都議会臨時会(57. 2. 8～10)	* 幼稚園園児急減対策融資利子補給事業の実施(～61年度) * 幼稚園園児急減対策事業費補助の実施 * 産業教育施設設備整備費補助と理科教育等設備整備費補助を統 合し、産業・理科教育施設設備整備費補助として再構築
58		* 幼稚園心身障害児教育事業費補助の実施
59		* 進学奨励貸付事業の実施 * 私立専修学校教育振興費補助の実施 * 専修学校施設整備費補助の実施
62		* 私立幼稚園教育振興事業費補助の実施 * 私立幼稚園振興対策利子補給(～8年度)
63		* 私立学校アスベスト対策資金緊急貸付の実施(63・元年度)

第2章 東京都の私学助成

年 度	法 制 度 等	補 助 事 業
平成元年度	私立学校助成審議会より新たな補助制度についての答申	* 私立専修学校専門課程研究用図書等整備費補助の実施
2		◎高・中・小について標準的運営費方式を導入
7		* 私立外国人学校教育運営費補助の実施
8		* 私立高等学校老朽校舎改築促進事業の実施(～12年度) * 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助に所得制限を導入 ◎幼稚園について標準的運営費方式を導入
13		* 私立学校情報教育推進補助の実施(～14年度) * 私立学校非常通報装置(学校110番)整備事業補助の実施(13年度のみ)
14		* 私立幼稚園預かり保育推進補助の実施 * 私立高等学校都内生就学促進補助の実施
15	(財)東京都私立学校教育振興会は、(社)東京都私学退職金社団と統合し、(財)東京都私学財団に名称変更(15.4.1)	* 私立学校安全対策促進事業費補助の実施 * 私立専修学校障害児(者)教育事業費補助(現:私立専修学校特別支援教育事業費補助)の実施
16		* 私立専修学校第三者評価等促進事業補助の実施
17	東京都育英資金貸付条例全部改正(17.3.31) 私立学校法一部改正(17.4.1)	* 私立専修学校教育設備整備費補助と私立専修学校専門課程研究用図書等整備費補助を統合し、私立専修学校教育設備等整備費補助として再構築 * 育英資金貸付事業を17年度新規貸付分から(財)東京都私学財団へ移管(育英資金事業費補助の創設) * 私立学校施設環境整備事業費補助の実施(補正予算、～22年度)
18	[教育基本法全部改正]	
19	[教育三法の一部改正]	* 認定こども園運営費等補助の実施 * 私立専修学校教育設備等整備費補助に事業を追加し、私立専修学校教育環境整備費補助として再構築 * 私立学校麻しん緊急対策事業費補助の実施(19年度のみ)
21	東京都高等学校等生徒修学支援基金条例制定(21.12.24)	* 私立学校地上デジタルテレビ整備費補助の実施(～23年度) * 私立学校省エネ設備等導入モデル事業費補助の実施 * 認定こども園等運営費等補助に事業を追加し、認定こども園の事業費補助、整備事業費補助及び研修支援補助を実施(安心こども基金事業、補正予算、研修支援補助は22年度まで) * 私立幼稚園等環境整備費補助の実施(安心こども基金事業、補正予算、～22年度)
22	[公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律制定]	* 私立高等学校等就学支援金の実施 * 私立学校安全対策促進事業費補助に事業を追加し、緊急地震速報整備費補助を実施(22年度のみ) * 私立幼稚園等就園奨励特別補助の実施
23	東京都高等学校等生徒修学支援基金条例一部改正 (財)東京都私学財団が(公財)東京都私学財団に移行(23.4.1)	* 私立高等学校等就学支援金の実施に伴い、定時制等教育振興費補助を特別奨学金制度に統合 * 私立学校施設環境整備事業費補助を私立学校安全対策促進事業費補助に統合 * 私立学校ICT整備費補助の実施(～25年度) * 私立高等学校等就学支援金学校事務費補助の実施 * 私立学校防災用品緊急整備事業費補助の実施(補正予算、～24年度) * 私立学校被災生徒等臨時支援金の実施(補正予算) * 私立学校被災生徒等授業料等減免補助の実施(補正予算) * 私立専修学校・各種学校被災生徒等授業料等減免補助の実施(補正予算) * 私立学校省エネ設備等導入モデル事業費補助を時限で拡充(補正予算)

第2章 東京都の私学助成

年 度	法 制 度 等	補 助 事 業
平成25年度		<ul style="list-style-type: none"> * 私立高等学校海外留学推進補助の実施 * 私立学校安全対策促進事業費補助に事業を追加し、非構造部材耐震対策工事補助を実施 * 私立幼稚園防災備蓄倉庫整備費補助の実施(25年度のみ) * 私立幼稚園等環境整備費補助の実施(安心こども基金事業、補正予算)
26	<p>[[公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律]が[高等学校等就学支援金の支給に関する法律]に一部改正]</p> <p>私立学校法一部改正(26.4.2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 私立高等学校等就学支援金に所得制限を導入 * 私立幼稚園預かり保育推進補助に事業を追加し、幼稚園における長時間預かり保育支援事業(国事業)を実施 * 私立高等学校等奨学給付金事業費補助の実施
27	[子ども・子育て支援新制度施行(27.4.1)]	<ul style="list-style-type: none"> * 私立学校ICT教育環境整備費補助の実施(~29年度) * 私立学校外国語指導助手活用事業費補助の実施 * 認定こども園運営費等補助事業を見直し、認定こども園整備費等補助として実施 * 私立幼稚園等施設型給付費負担金の創設 * 私立幼稚園等一時預かり事業費補助の実施 * 私立幼稚園等特色教育等推進補助の実施 * 認定こども園新制度移行支援特別補助の実施(~28年度) * 私立専修学校修学支援実証研究事業費補助の実施 * 私立学校安全対策促進事業費補助に事業を追加し、防災力向上事業(~30年度)及び学校安全推進事業(~28年度)を実施
28		<ul style="list-style-type: none"> * 私立学校省エネ設備等導入事業費補助の本格実施(~32年度) * 私立学校外国語科教員海外派遣研修事業費補助の実施
29		<ul style="list-style-type: none"> * 私立幼稚園特別支援教育事業費補助の拡充 * 私立専修学校特別支援教育事業費補助の拡充 * 私立高等学校等特別奨学金補助の拡充 * 私立幼稚園等一時預かり事業費補助の拡充 * 私立高等学校外部検定試験料補助の実施 * 私立高等学校等入学支度金貸付利子補給の拡充 * 私立小中学校等就学支援実証事業の実施
30		<ul style="list-style-type: none"> * 私立高等学校等特別奨学金補助の通信制高校への拡充 * 私立学校ICT教育環境整備費補助の延長及び補助限度額拡充 * 私立幼稚園等一時預かり事業費補助の拡充 * 私立学校教員海外派遣研修事業費補助の対象学科拡充 * 私立専修学校職業実践専門課程推進補助の実施 * 私立幼稚園等自然体験支援事業費補助の実施(30年度のみ) * 私立学校安全対策促進事業費補助に事業を追加し、ブロック塀等の安全対策を実施(補正予算、~元年度)
令和元年度	<p>[大学等における修学の支援に関する法律制定]</p> <p>[子ども・子育て支援法の一部を改正する法律施行(R元.10.1)]</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 幼児教育の無償化の実施(31年度10月~) * 私立幼稚園等施設等利用費負担金の創設(31年度10月~) * 私立学校ICT教育環境整備費補助の延長 * 私立幼稚園等一時預かり事業費補助の拡充
2	私立学校法一部改正(R2.4.1)	<ul style="list-style-type: none"> * 高等教育の無償化(高等教育の修学支援新制度)の実施(2年度4月~) * 私立専修学校授業料等減免費用負担金の創設 * 私立高等学校等就学支援金の拡充

注) ◎は経常費補助に関する事項。 □は国に関する事項。

2 都の私学助成事業

都の私学助成事業は、根拠法令等に基づき行われている。その体系は図2-1のとおりである。

また、助成事業は、補助金の目的や助成方法などにより様々な捉え方があるが、事業の性質に着目して整理した場合、大きく三つに分類される（表2-2参照）。

一つ目は、「学校運営に関する助成」である。これには、私立学校経常費補助がある。この補助は、教育条件の維持・向上、修学上の経済的負担の軽減、学校経営の健全化を目的とするいわば包括的補助制度である。補助対象経費は、学校の運営に要する経常的経費で、都では平成2年度から、都内公立学校の教育費の実績値を用いた標準的運営費方式を採用（高等学校・中学校・小学校）し、補助を行っている。対象学校種は、私立の高等学校、中学校、小学校、幼稚園（学校法人立及び学校法人化志向園）及び特別支援学校であり、令和2年度予算の合計は1,209億円と、学校運営に関する助成予算の約86%を占めており、都の私学助成の基幹的制度といえる。

なお、個人立幼稚園（学校法人化志向園を除く。）のように経常費補助の対象にならない学校等に対しては、地方自治法第232条の2に基づき都単独の運営費補助を行っている。

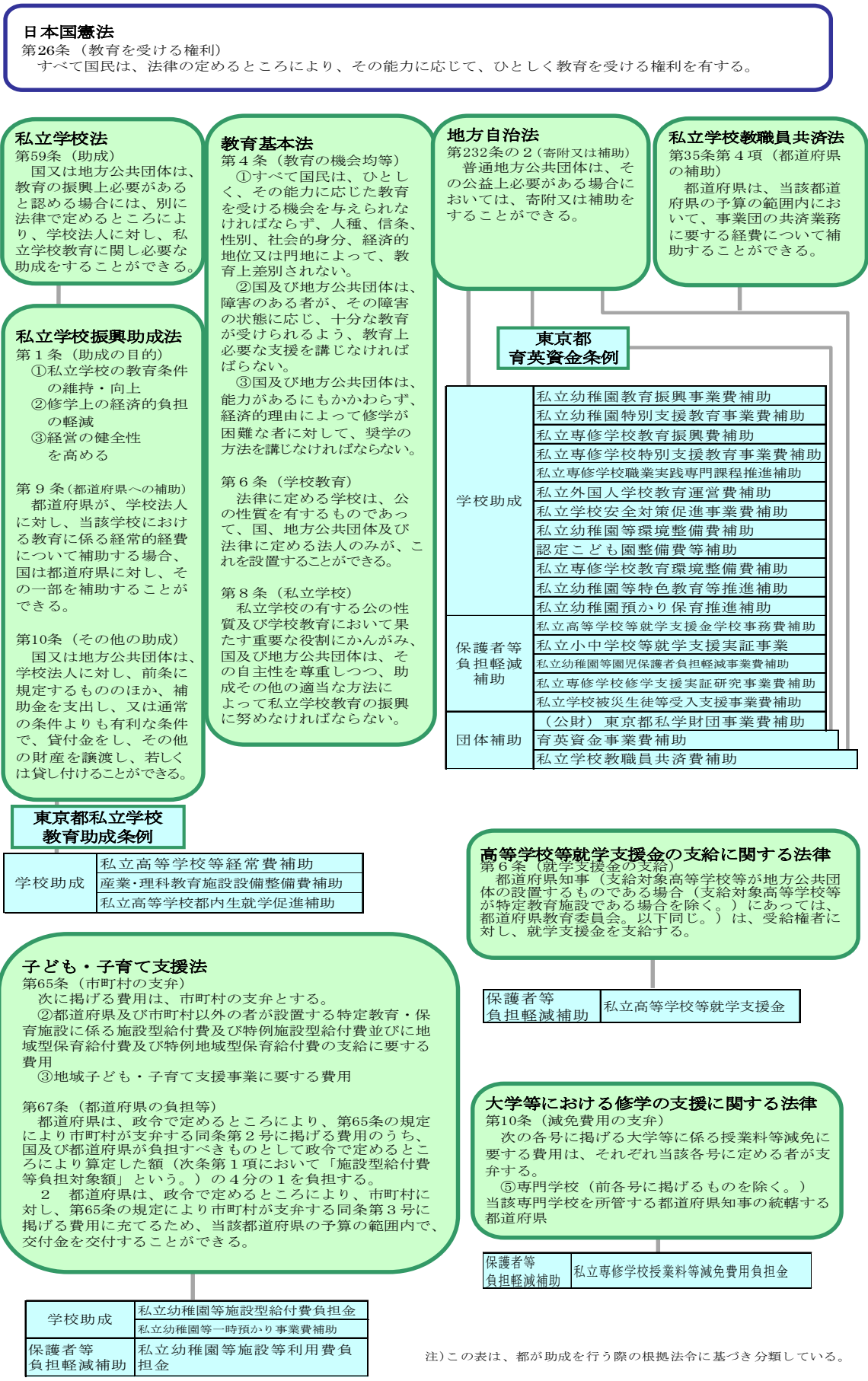
その他、施設設備整備等に関する補助がある。これには、国及び都が高等学校、中学校、小学校、幼稚園及び専修・各種学校に対して行う補助と私学財団が専修学校（高等課程・専門課程）等に対して行う補助がある。また、私学財団では全学校種に対して、長期で低利な資金の貸付事業を行っている。

二つ目は、「保護者負担軽減に関する助成」である。私立高等学校等就学支援金、私立高等学校等授業料軽減助成、私立高等学校等奨学給付金、入学支度金貸付、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助などがある。保護者の経済的負担の軽減、奨学等を目的として、保護者に補助又は貸付を行う事業であり、私学財団や区市町村などが行う場合は、都はこれらの団体に対して補助している。

三つ目は、私学財団等の団体を通して行われている「教職員の福利厚生等に関する助成」である。私立学校の教職員の退職資金事業は私学財団が、また、共済事業等は日本私立学校振興・共済事業団が行っており、都は各団体に対して掛金等の一部を補助している。

その他関連事業として、国公私立高等学校等への奨学制度である育英資金貸付制度がある。

＜図2-1＞都における私学助成の法体系





<表2-2>東京都の私学助成等の事業概要(1)

事業名	掲載頁	事業の目的	根拠	交付対象	補助対象学校種											特定財源	令和2年度予算 ※ 詳細はP100参照		備考	
					高校		高等専門学校	中学校	幼稚園等		特別支援学校	専修学校	高等課程	一般課程	各種学校		額 (千円)	増減率 (%)		補助額の算定方法
					全日制	定時制			通信制	認可等※8 私立 志向 園 その他										
1 私立高等学校経常費補助	21	私立学校の教育条件の維持向上・保護者の経済的負担の軽減・経営の健全化	条	学校法人												一部国庫 (文部科学省)	66,762,179	0.8%	一般補助(補助標準額×評価係数)+特別補助(授業料減免制度等7項目) 一般補助(補助標準額×評価係数)+特別補助(地域教育事業補助等7項目) 補助単価×対象生徒数 (広域)補助単価×都内生徒数	※1
2 私立中学校経常費補助	21															26,422,320	1.5%			
3 私立小学校経常費補助	21															7,038,611	1.0%			
4 私立幼稚園経常費補助	21															18,430,720	2.5%			
5 私立特別支援学校等経常費補助	21															2,113,901	2.8%			
6 私立通信制高等学校経常費補助	21															126,801	3.3%			
7 私立幼稚園教育振興事業費補助	26	都民の幼児教育の場の確保・教育条件の維持向上・私立幼稚園の経営の健全化	要綱	設置者												無	918,214	△4.1%	一般補助(幼稚園割+学級割+本務教職員割+幼児割)×評価係数+特別補助(地域教育事業補助等6項目) 補助単価×対象園児数 一般補助[学校割+(生徒割×評価係数)]+特別補助(授業料減免) 補助単価×対象生徒数 学校割(補助単価)+生徒割(補助単価×都在住外国人生徒数)	※3 ※4
8 私立幼稚園特別支援教育事業費補助	27	障害児の就園奨励													540,960	7.6%				
9 私立専修学校教育振興費補助	27	教育条件の維持向上・保護者の経済的負担の軽減・私立専修学校の経営の健全化													298,521	△1.2%				
10 私立専修学校特別支援教育事業費補助	28	障害児(者)の就学奨励													155,803	26.7%				
11 私立専修学校職業実践専門課程推進補助	28	職業教育の質の向上・専門人材の育成教育の推進													233,424	3.1%				
12 私立外国人学校教育運営費補助	28	外国人学校の教育条件の維持向上・保護者の経済的負担の軽減													92,325	1.1%				
13 私立学校安全対策促進事業費補助	29	学校の防災機能の強化等	要綱	設置者 財団→設置者												無	4,177,775	△23.7%	補助対象経費の4/5又は2/3以内。非構造部材は2/3又は1/2以内。 (但し、国庫補助対象事業については国庫補助額も含む)	※3 ※4
		認定こども園への移行を予定する幼稚園の耐震化促進		設置者											国庫 (文部科学省)	131,600	3.3%			
		アスベスト対策の実施														86,974	205.8%			
		安全性に問題のあるブロック塀等の撤去・再設置		財団→設置者												0	皆減			
14 私立学校省エネ設備等導入事業費補助	30	私立学校のCO ₂ 排出量削減の促進	要綱	財団→設置者											無	743,987	140.6%	補助対象経費の1/2以内 (但し、国庫補助対象事業については国庫補助額も含む)		
15 私立学校ICT教育環境整備費補助	30	ICT機器、校内無線LAN等の情報通信機器及び利用環境の整備		財団→学校法人										532,005	0.6%					
16 産業・理科教育施設設備整備費補助	30	産業・理科教育の振興	条	学校法人												11,224	△37.4%	国庫補助金と同額以内 国庫補助金の1/2以内		
17 私立幼稚園等環境整備費補助	31	遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の整備 園務改善のためのICT化促進	設置者											一部国庫 (文部科学省)	137,596	13.6%				
18 認定こども園整備費等補助	31	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進	要綱	区市町村 →設置者												53,200	△28.1%	補助対象経費の3/4	※4 ※5 ※8	
19 私立専修学校教育環境整備費補助	33	専修学校の教育環境等の充実		財団→設置者 設置者											無	366,500	1.8%			補助対象経費の1/2以内
20 私立高等学校都内生就学促進補助	33	都内公立中学校卒業生の私立高校への入学促進	条	学校法人												474,430	△3.1%	生徒割(補助単価×対象生徒数)+学校割(=補助単価)	※6	
21 私立高等学校海外留学推進補助	34	私立高等学校が行う留学に参加する生徒の経済的負担の軽減	要綱	財団→保護者												599,907	6.3%	海外留学期間に応じた基準額×参加生徒数		
22 私立学校外国語指導助手活用事業費補助	34	JETプログラムを活用し、外国青年を雇った学校に対し、報酬等の経費を補助														1,053,615	6.0%	各学校法人における補助対象経費		
23 私立学校教員海外派遣研修事業費補助	34	指導力向上を目的とした教員海外派遣研修を支援		財団→学校法人												59,058	△45.3%	補助単価×対象教員数		
24 私立高等学校外部検定試験料補助	35	私立高等学校が行う英語の外部検定試験料の負担の軽減														461,184	12.9%	各補助単価×各対象生徒数		
25 私立幼稚園等施設型給付費負担金	35	幼稚園等の教育・保育に要する費用の一部を負担	子法	区市町村 →設置者												6,191,764	20.7%	施設型給付費(全国統一)×1/4+施設型給付費(地方単独)×1/2		
26 私立幼稚園等特色教育等推進補助	36	特色ある幼児教育等の推進	要綱	設置者											一部国庫 (文部科学省)	54,701	2.9%	各事業ごとの補助単価を適用	※2	
27 私立幼稚園等一時預かり事業費補助	36	多様な保育ニーズへの対応		区市町村 →設置者											無	1,053,357	9.4%	園児一人当たり日額×利用園児数×実施日数×1/3		
28 私立幼稚園預かり保育推進補助	37	多様な保育ニーズへの対応	要綱	設置者											一部国庫 (文部科学省)	933,527	0.1%	預かり時期(時間)に応じた預かり園児数毎の補助単価を適用		
29 私立学校教育振興資金融資利子補給	38	区市町村において、長時間預かり保育を行う幼稚園の体制整備		区市町村 →設置者											無	3,456	△25.0%	対象園児の年齢に応じた補助単価の1/4以内		
30 私立高等学校等老朽校舎改築促進事業	39	私立高等学校等の老朽校舎の改築の促進	子法	財団												324,071	△19.6%	財団の貸付原資の借入残額×4%以内		
																242	△77.8%	財団の貸付原資の借入残額×(借入金利-貸付金利)		

<表2-2>東京都の私学助成等の事業概要(2)

事業名	掲載頁	事業の目的	根拠	交付対象	補助対象学校種												特定財源	令和2年度予算 ※詳細はP100参照			備考	
					高校		高等専門学校	中学校	小学校	幼稚園等				特別支援学校	専修学校	一般課程		各種学校	額 (千円)	増減率 (%)		補助額の算定方法
					全日制	定時制				通信制	認可等※8 私立等	認可等※8 私立等	認可等※8 私立等									
31 私立高等学校等就学支援金	40	保護者の経済的負担の軽減(所得制限あり)	法	設置者 (生徒の代理)														国庫 (文部科学省)	23,609,440	44.3%	各補助単価×各対象生徒数	※7 ※10
32 私立高等学校等就学支援金学校事務費補助	40	私立高等学校等就学支援金に係る事務費負担の軽減		設置者														無	265,738	7.4%	生徒割(補助単価×対象生徒数)+学校割(=補助単価)	※7
33 私立高等学校等特別奨学金補助	41	保護者の経済的負担の軽減(所得制限あり(ただし、一部の保護者については所得制限なし))		財団 →設置者、 保護者														無	16,126,742	1.8%	各補助単価×各対象生徒数	※9
34 私立高等学校等奨学給付金事業費補助	42	保護者の経済的負担の軽減(所得制限あり)	要綱	財団 →保護者														一部国庫 (文部科学省)	1,381,118	9.6%	各補助単価×各対象生徒数	※7 ※11
35 私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助	42	生徒の修学条件の改善		財団 →学校法人														無	1,906	△14.3%	教科書・学習書・給与費 補助対象経費の1/2以内	
36 私立高等学校等入学支度金貸付利子補給	42	保護者の経済的負担の軽減(所得制限なし)		財団 →設置者														無	9,353	△12.2%	財団の貸付原資借入額×借入金利	
37 私立小中学校等就学支援実証事業	43	保護者の経済的負担の軽減(所得制限あり)		設置者 (生徒の代理)														国庫 (文部科学省)	200,100	△47.0%	各補助単価×各対象生徒数	
38 私立幼稚園等施設等利用費負担金	43	保護者の経済的負担の軽減(所得制限なし)	子法	区市町村 →保護者														無	9,999,226	93.2%	各補助単価×各対象園児数	
39 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助	44	保護者の経済的負担の軽減(所得制限なし) 保護者の実費徴収に係る経済的負担の軽減(所得制限あり)	要綱	区市町村 →保護者														無	3,639,465	△11.9%	(各補助単価×各対象園児数)+事務費	
40 私立専修学校授業料等減免費用負担金	45	経済的に困窮する専門学校生の修学機会確保	大法	設置者 (生徒の代理)														一部国庫 (文部科学省)	6,252,833	皆増	補助単価×対象生徒数	
41 私立専修学校修学支援実証研究事業費補助	46	経済的に困窮する専門学校生の修学機会確保		保護者														国庫 (文部科学省)	21,254	△16.3%	補助単価×対象生徒数×対象校数	
42 私立学校被災生徒等受入支援事業費補助	46	被災生徒等の保護者の経済的負担の軽減 被災生徒等の就学機会確保	要綱	設置者 (生徒の代理)														一部国庫 (文部科学省)	504	△42.5%	定額分×12月×対象生徒数+実費額分	※12
																			24,851	△2.4%	補助対象経費の10/10以内 専修学校(専門・一般課程)と各種学校は補助対象経費の2/3以内	※12 ※13
43 私立学校退職手当補助	48	財団の退職金掛金事業の負担軽減	要綱	財団														無	4,167,580	2.2%	標準給与月額×12月×36/1000	
44 私立学校教職員共済費補助	48	私立学校振興・共済事業団の掛金等事業の負担の軽減		私立学校振興・ 共済事業団														無	1,757,564	3.6%	標準給与月額×12月×8/1000	
45 私立学校教育研究費補助	48	私立学校教職員の資質向上・教育内容の充実		財団														無	72,905	0.0%	学校研究費(研究経費の80%以内)+団体研究費等(事業別に算定)	
46 青英資金事業費補助	49	経済的に修学が困難な生徒・学生に対する奨学金の貸付(所得制限あり)	育条	財団 →生徒														一部国庫 (文部科学省)	250,013	△35.2%	貸付原資総額(各貸付月額×12×各対象生徒数)-返還金収入	※12

注1) 「根拠」欄の記号 条：私立学校振興助成法→東京都私立学校助成条例→要綱 要綱：地方自治法232条の2→要綱 法：高等学校等就学支援金の支給に関する法律 育条：地方自治法232条の2→東京都育英資金条例→要綱 子法：子ども・子育て支援法→要綱 大法：大学等における修学の支援に関する法律

注2) 「補助対象学校種」欄の記号  →都から学校への補助  →都から私学財団等へ、財団等から学校又は保護者への補助  →都から区市町村へ、区市町村から学校又は保護者への補助

注3) 「交付対象」「設置者」は学校法人のほか個人も含む。また、一部都から学校への補助も含む。

注4) 財団事業の補助額は事務費を含む(私立学校退職手当補助を除く)。

注5) 「備考」 ※1 特別支援学校、特別支援学級を置く小学校若しくは中学校及び障害児が2名以上就園する学校法人立の幼稚園(志向園含む)及び幼保連携型認定こども園
 ※2 平成27年3月31日時点で現に存する私立幼稚園及び私立幼保連携型認定こども園に限る。
 ※3 補助対象には、幼稚園型認定こども園(並列型・年齢区分型)を構成する認可外保育施設も含む。 ※4 学校法人立に限る。
 ※5 一部、教育支援体制整備事業費交付金を財源とする。 ※6 定時制は昼間定時制のみ。 ※7 専修学校及び各種学校は文部科学大臣が指定するもののみ。
 ※8 全部又は一部、認定こども園施設整備交付金を財源とする。 ※9 通信制高校は東京都認可校のみ。 ※10 補助額には私学財団の事務費を含む。
 ※11 私立高等学校等学び直し支援金を含む。私立高等学校等学び直し支援金の補助対象学校種は、私立高等学校等就学支援金と同様。
 ※12 全部又は一部、被災児童生徒就学支援等事業交付金を財源とする。 ※13 熊本地震対応分は、幼稚園及び幼保連携型認定こども園を除く。

(1) 学校運営に関する助成**〔経常費補助〕**

- 1 私立高等学校経常費補助 2 私立中学校経常費補助 3 私立小学校経常費補助**
4 私立幼稚園経常費補助 5 私立特別支援学校等経常費補助 6 私立通信制高等学校経常費補助

ア 目的と概要

経常費補助は、①私立学校の教育条件の維持向上、②児童生徒の修学上の経済的負担の軽減、③私立学校の経営の健全性を高めるため、私立学校を設置する学校法人に対し、その教育活動に要する経常費の一部を補助するものである。この補助は、以下のとおり学校種によって事業を分けている。なお、大学や短期大学については文部科学省所轄となっているため、都では補助金を交付していない。

① 高等学校（全日制・定時制）、中学校、小学校

平成2年度から、都内の公立学校の経常費の実績値を基に私立学校の標準的運営費を算出し、その1/2の額を予算総額とする標準的運営費方式を採用している。

② 幼稚園

平成8年度から、都内の学校法人立幼稚園の決算値を基に物件費関係の単価を算出し、あわせて公立教員の適用給料表から人件費単価を導き、その1/2の額を予算総額とする標準的運営費方式を採用している。

③ 特別支援学校等

私立の特別支援学校、特別支援学級を置く小学校若しくは中学校及び障害児が2人以上在園している幼稚園等を対象に補助している。

従前は、特別支援学校及び特別支援学級については、都の補助単価の1/2が国庫補助として都に交付されていたが、この都に対する国庫補助部分は、平成16年度から国が各学校に対し直接執行する補助金となった。

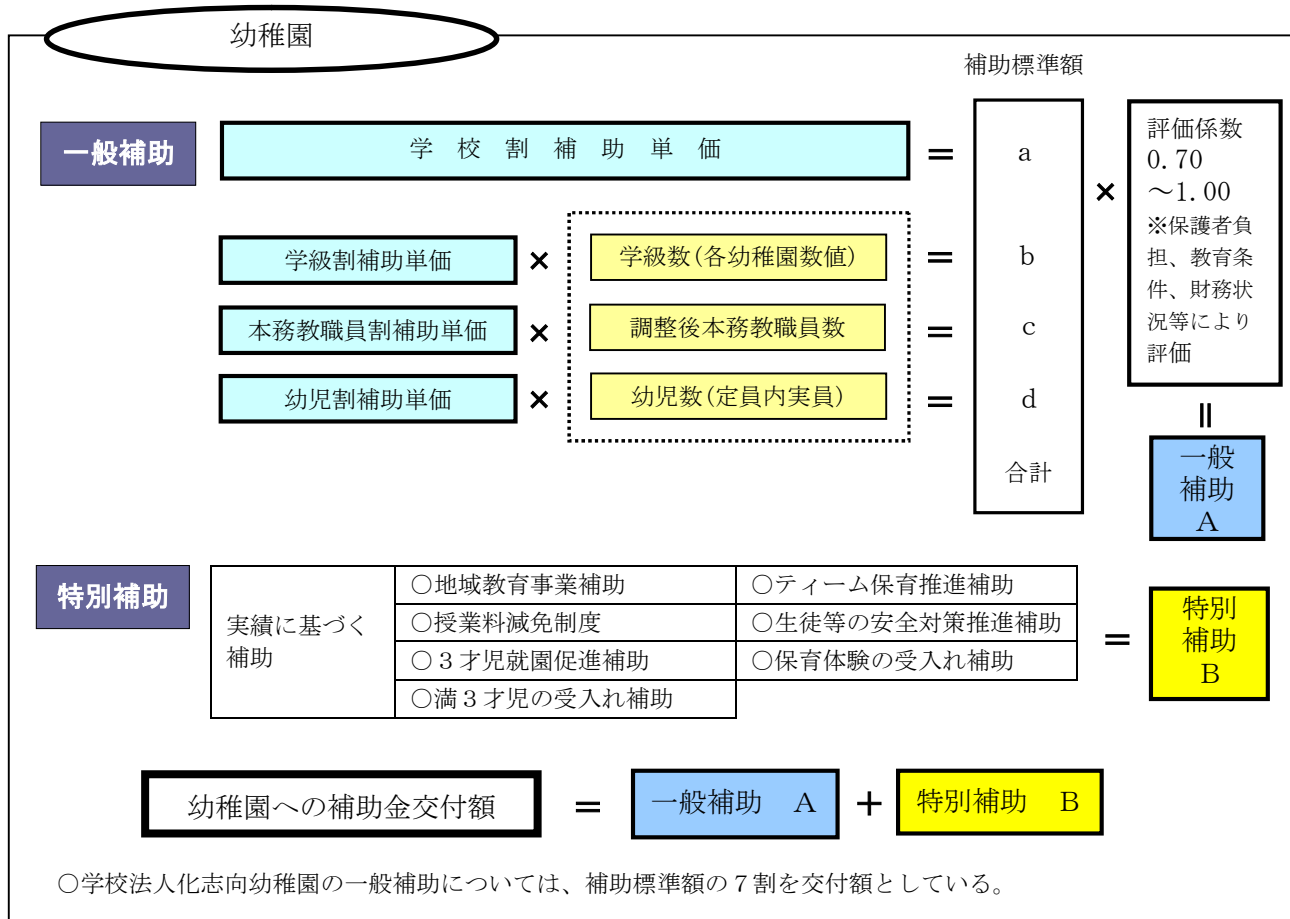
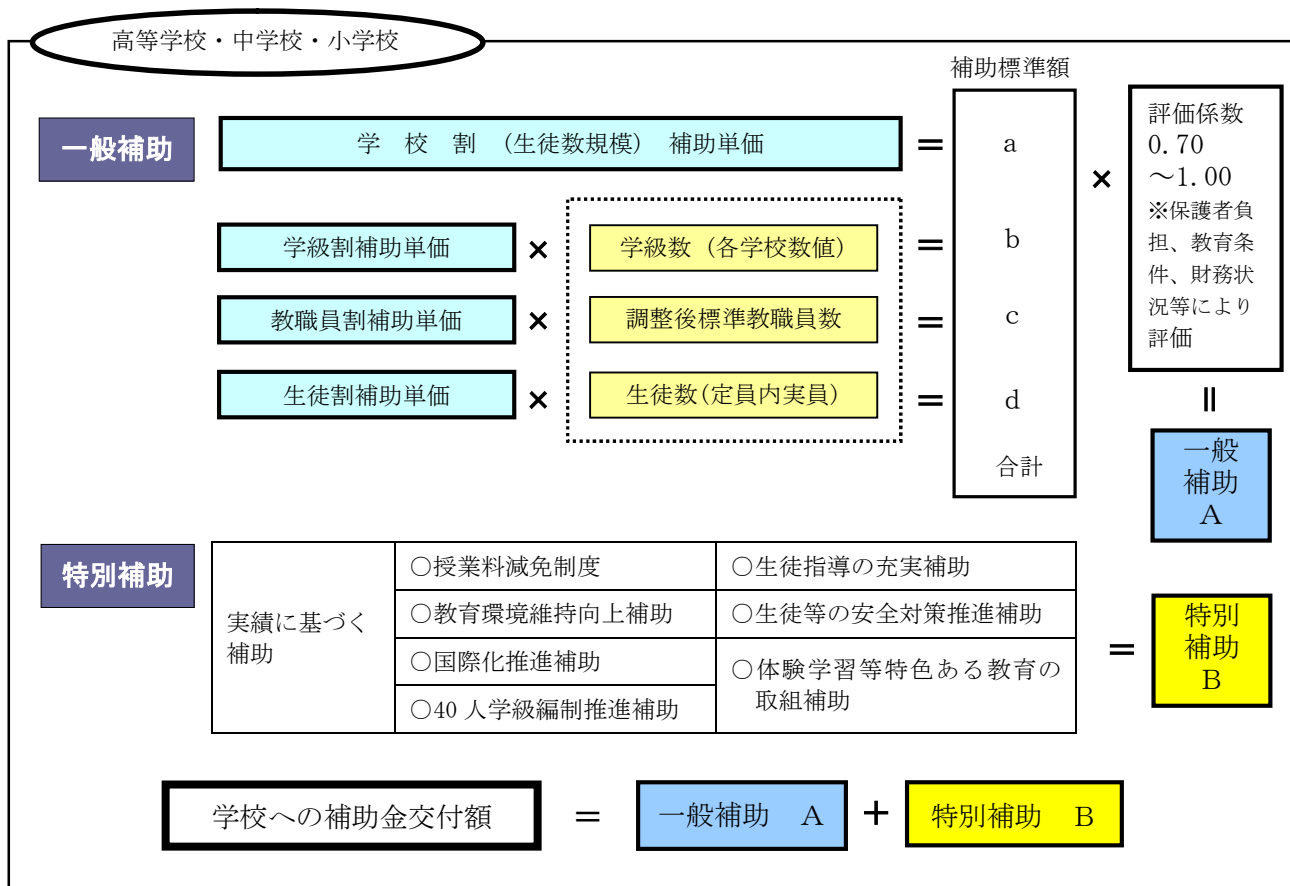
④ 通信制高等学校

通信制の課程を置く私立高等学校に対し補助している。

なお、広域の通信制高等学校については、国から都に対して交付された額を加えて補助金を算定していたが、この都に対する国庫補助部分は、平成16年度から国が各学校に対し直接執行する補助金となった。

私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園に対する経常費補助の各学校への配分基準及び令和元年度の補助単価は図2-2、表2-3のとおりであり、また、その算定方法等については、毎年、東京都私立学校助成審議会に諮問し、その審議を経ている。

<図2-2>令和元年度経常費補助金配分基準



＜表2-3＞令和元年度私立学校経常費補助金単価表

一般補助

(単位:円)

学校種	学校割 ※			学級割				教職員割		生徒割・幼児割			
	大規模校	中規模校	小規模校	普通科等	商業に関する学科	工業に関する学科	その他	本務職員	差分に係る単価	普通科等	商業に関する学科	工業に関する学科	その他
高等学校(全日制)	6,658,800	5,549,000	4,439,200	303,500	364,200	607,000	455,200	4,350,800	2,175,400	48,100	57,700	96,200	72,100
高等学校(定時制)	単独校	1,621,500		117,000	140,400	234,000	175,500	3,973,000	1,986,500	47,300	56,700	94,600	70,900
	併置校	810,700		117,000	140,400	234,000	175,500	3,973,000	1,986,500	47,300	56,700	94,600	70,900
中学校	6,292,200	5,243,500	4,194,800	514,000				4,342,800	2,171,400	84,300			
小学校	8,532,600	7,110,500	5,688,400	345,000				4,058,200	2,029,100	69,000			
幼稚園	学校法人立	3,740,500		219,500				2,147,000	-	18,500			
	学校法人化志向園	2,618,300		153,600				1,502,900	-	12,900			

※ 学校割単価の各学校種の規模については、右表のとおり。

	小規模校	中規模校	大規模校
高等学校	300人未満	300人以上1600人以下	1600人超
中学校	100 "	100 " 900 "	900 "
小学校	300 "	300 " 750 "	750 "

※ 定員内実員とする。

特別補助

高等学校・中学校・小学校

項目	補助単価等	項目	補助単価等
授業料減免	授業料減免制度整備促進補助	40人学級編制推進補助	高等学校 60万円 中学校 20万円 小学校 10万円 (学級)
	授業料減免補助		家計状況:前年度の減免額(又は支給額)×2/3 家計急変:前年度の減免額(又は支給額)×4/5
教育環境維持向上補助	別表のとおり	生徒指導の 充実補助	スクールカウンセラーの配置
推進補助	外国人教員及び助手の採用		30万円(人)
	帰国子女等の受入れ	9万円(人)	安全対応能力向上の取組
	教員海外派遣研修制度整備促進補助	40万円(校)	事故対応能力向上の取組
	海外留学制度整備促進補助	40万円(校)	体験学習等特色ある教育の取組補助
	海外留学に伴う授業料減免補助	前年度の減免額(又は支給額)×1/2	1事業につき12万円(校)

幼稚園

項目	補助単価等	
地域教育事業補助	1事業につき30万円(園)	
授業料減免	授業料減免制度整備促進補助	
	授業料減免補助	家計急変:前年度の減免額(又は支給額)×4/5
3才児就園促進補助	3,000円(人)	
満3才児の受入れ補助	60万円(園)	
ティーム保育推進補助	規 模 (園) 100人未満 15万円 100人以上200人未満 30万円 200人以上300人未満 50万円 300人以上400人未満 72万円 400人以上 92万円 *定員内実員	
安全生徒 全徒 補 助 策	安全対応能力向上の取組	30万円(園)
	事故対応能力向上の取組	10万円(園)
保育体験の受入れ補助	12万円(園)	

別表

教育環境維持向上補助 単価表 (単位:千円)

交付年度5月1日現在の都内在住生徒数	補助単価	交付年度5月1日現在の都内在住生徒数	補助単価	交付年度5月1日現在の都内在住生徒数	補助単価	交付年度5月1日現在の都内在住生徒数	補助単価
0 ~ 40	-	441 ~ 480	6,900	881 ~ 920	13,500	1,321 ~ 1,360	20,100
41 ~ 80	900	481 ~ 520	7,500	921 ~ 960	14,100	1,361 ~ 1,400	20,700
81 ~ 120	1,500	521 ~ 560	8,100	961 ~ 1,000	14,700	1,401 ~ 1,440	21,300
121 ~ 160	2,100	561 ~ 600	8,700	1,001 ~ 1,040	15,300	1,441 ~ 1,480	21,900
161 ~ 200	2,700	601 ~ 640	9,300	1,041 ~ 1,080	15,900	1,481 ~ 1,520	22,500
201 ~ 240	3,300	641 ~ 680	9,900	1,081 ~ 1,120	16,500	1,521 ~ 1,560	23,100
241 ~ 280	3,900	681 ~ 720	10,500	1,121 ~ 1,160	17,100	1,561 ~ 1,600	23,700
281 ~ 320	4,500	721 ~ 760	11,100	1,161 ~ 1,200	17,700	1,601 ~ 1,640	24,300
321 ~ 360	5,100	761 ~ 800	11,700	1,201 ~ 1,240	18,300	1,641 ~ 1,680	24,900
361 ~ 400	5,700	801 ~ 840	12,300	1,241 ~ 1,280	18,900	1,681 ~ 1,720	25,500
401 ~ 440	6,300	841 ~ 880	12,900	1,281 ~ 1,320	19,500	1,721 ~ 1,760	26,100

注) 補助単価表に(校)・(園)とあるものは、1校・1園当たりの単価、(学級)は1クラス当たりの単価、(人)は生徒・幼児一人当たりの単価である。

第2章 東京都の私学助成

イ 補助実績

経常費補助は、昭和26年度に事業開始している。学校種ごとの経常費補助の実績等は、次表のとおりである。

＜表2-4＞補助実績

年 度 決算・予算		平成28	29	30	元	2
		決 算 額	決 算 額	決 算 額	予 算 額	予 算 額
高等学校 経常費補助	補助総額 (千円)	65,448,886	65,942,871	65,636,035	66,214,456	66,762,179
	補助実績 (校)	236	236	235	235	236
中学校 経常費補助	補助総額 (千円)	25,064,598	25,031,513	25,130,979	26,043,586	26,422,320
	補助実績 (校)	185	183	183	183	183
小学校 経常費補助	補助総額 (千円)	6,343,324	6,457,227	6,383,166	6,972,373	7,038,611
	補助実績 (校)	53	53	53	53	54
幼稚園 経常費補助	補助総額 (千円)	18,468,657	18,814,466	18,678,114	17,976,252	18,430,720
	補助実績 (園)	497	495	491	474	468
特別支援学 校等経常費 補助	補助総額 (千円)	1,528,078	1,643,476	1,696,628	2,056,769	2,113,901
	一人 当 た り 補 助 単 価 及 び 人 数 (人)	@1,469	@1,505	@1,518	@1,518	@1,535
		56	53	54	60	56
		@1,457	@1,492	@1,505	@1,506	@1,522
		187	180	165	182	188
@540		@553	@558	@558	@564	
281	282	282	286	276		
@784	@784	@784	@784	@784		
1,303	1,453	1,542	1,954	2,023		
通信制高等 学校経常費 補助	補助総額 (千円)	99,949	123,051	122,663	122,706	126,801
	補助実績 (校)	8	9	8	8	8
合 計 (千円)		116,953,492	118,012,604	117,647,585	119,386,142	120,894,532

注1) 特別支援学校等経常費補助の補助単価及び人数は、上段から特別支援学校(高等部)、特別支援学校(高等部以外)、特別支援学級を置く小・中学校、幼稚園等の生徒・幼児1人当たりの額及び人数である。

注2) 表示単位未満を四捨五入しているため、各補助の計と合計は一致しない場合がある。

ウ 補助の効果

経常費補助では、補助目的を達成するために、配分の基準や評価の項目において様々な要素を組み入れて、補助効果を最大にするよう努めている。ここでは経常費補助が大きな役割を果たしていると考えられるものを例示する。

① 学費の適正化

私立学校に通う児童生徒の修学上の経済的負担を軽減することは、経常費補助の大きな目的の一つである。このため、授業料や入学金等の納付金に関する評価項目を設定するとともに、その評価に重きを置いて各学校の補助金額に反映させている。

学費の適正化には、私立学校の経営努力はもとより、学費変更に係る事前相談等の都の指導が効果を上げているが、経常費補助金の配分上の仕組みが指導の効果を補完しているとみることができる。

② 教育条件の維持向上

学費の抑制と並んで、教育条件の維持向上も補助金の主目的の一つである。

経常費補助は、人件費・教育研究経費・管理経費・設備費を補助対象としており、教職員の給与水準の維持向上や教育環境の整備・充実等に充てるものとしている。

【私立学校助成審議会】

東京都私立学校助成審議会は、都条例に基づいて設置される知事の諮問機関で、都が学校法人に対して行う助成の適正化・効率化を図ることを目的に昭和33年に設置された。委員は、都議会議員5人、私立学校関係者5人、学識経験者5人の計15人で構成されている。任期は2年で、再任できることになっている。本審議会の所掌事項は、知事の諮問に応じ、補助金配分の基本方針、その他私立学校の振興助成に関する重要事項の審議である。

〔運営費補助〕

7 私立幼稚園教育振興事業費補助

【都単独事業】〔昭和62年度開始〕

私立幼稚園のうち、学校法人立幼稚園（志向園を含む。）には経常費補助金が交付されているが、この補助制度はそれ以外の私立幼稚園に対して行うものである。幼稚園運営費の一部を補助することにより、都民の幼児教育の場を確保するとともに、私立幼稚園の教育条件の維持向上並びにその経営の安定性及び健全性を高め、私立幼稚園の振興発展を図ることを目的としている。

配分方法については、私立幼稚園経常費補助に準拠しており、平成8年度から、一般補助の配分に当たりそれまでの幼稚園割、学級割、幼児割に加え、本務教職員割を導入した。

<表2-5>補助実績及び園児一人当たり補助単価

年 度	平成28	29	30	元（予算）	2（予算）
補助総額(千円)	1,100,752	1,052,688	1,015,151	957,179	918,214
補助単価（円） （園児一人当たり）	51,618	51,503	53,917	48,825	52,224
補助実績（園）	167	157	144	151	141

<表2-6>令和元年度一般補助・特別補助単価

一般補助単価		特別補助単価	
幼稚園割	841,300円	地域教育事業補助	300,000円（1事業当たり）
学級割	49,400円	授業料減免制度整備促進補助	300,000円（1園当たり）
本務教職員割	482,900円	授業料減免補助	前年度の減免額又は支給額の4/5
幼児割	4,200円	3才児就園促進補助	3,000円（1人当たり）
		満3才児の受入れ補助	600,000円（1園当たり）
		安全対応能力向上の取組補助	300,000円（1園当たり）
		事故対応能力向上の取組補助	100,000円（1園当たり）
		保育体験の受入れ補助	120,000円（1園当たり）

8 私立幼稚園特別支援教育事業費補助

【都単独事業】 [昭和 58 年度開始]

私立特別支援学校等経常費が、学校法人立の幼稚園等に障害児が 2 人以上通園している場合に交付されるのに対し、障害児が 1 人又は学校法人立以外の私立幼稚園等に通園している場合に、運営費の一部を補助する。平成 29 年度より園児 1 人当たりの補助単価は、私立特別支援学校等経常費補助の幼稚園等の単価と同額としている。

＜表 2-7＞補助実績

年 度	平成28	29	30	元（予算）	2（予算）
補助総額（千円）	187,768	405,145	435,904	502,544	540,960
補助実績（人）	479	518	556	641	690

9 私立専修学校教育振興費補助

【都単独事業】 [昭和 59 年度開始]

私立専修学校の教育条件の維持向上及び生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の安定性及び健全性を高め、もって私立専修学校の振興発展を図ることを目的として、その運営費の一部を補助する。

補助対象は、私立専修学校の高等課程設置者とし、補助対象経費は、当該課程に係る経費のうち、教職員人件費及び教育研究関係経費である。

補助金の額は、学校数や生徒数に応じて配分する一般補助と実績に基づき補助する特別補助との合計額である。

＜表 2-8＞補助実績

年 度	平成28	29	30	元（予算）	2（予算）
補助総額（千円）	299,641	295,107	277,441	302,109	298,521
補助実績（校）	26	27	24	24	21

注) 特別補助=家計状況の理由による学校の授業料減免額分×2/3

※家計状況の急変によるものは4/5

10 私立専修学校特別支援教育事業費補助

【都単独事業】 [平成15年度開始]

私立専修学校の教育条件の維持向上及び経営の健全化を図るとともに、障害児（者）に対し、より幅広い教育の機会を提供し、就職促進を図るため、私立専修学校高等課程において特別支援教育を行っている場合に、その運営費の一部を補助する。平成29年度より生徒1人当たりの補助単価は、私立特別支援学校高等部の経常費補助単価の1/2としている。

＜表2-9＞補助実績

年 度	平成28	29	30	元（予算）	2（予算）
補助総額（千円）	58,800	112,875	118,404	122,958	155,803
補助実績（人）	150	150	156	162	203

11 私立専修学校職業実践専門課程推進補助

【都単独事業】 [平成30年度開始]

職業教育の質の向上を図り、多くの専門人材を育成する教育の推進を図るため、専修学校専門課程のうち、特に職業に関連した企業等との密接な連携を通じ、より実践的な職業教育を行っている職業実践専門課程に対し、補助を実施する。

＜表2-10＞補助予算額

年 度		平成30	元（予算）	2（予算）
補助総額（千円）		191,124	226,504	233,424
補助実績	対象学校数（校）	102	—	—
	対象学科数（課程）	391	—	—

＜表2-11＞職業実践専門課程認定数推移（累計）

年 度	平成27	28	29	30	元
学校数	118	122	127	132	141
学科数	438	466	474	493	523

注) 各年度の認定日現在

12 私立外国人学校教育運営費補助

【都単独事業】 [平成7年度開始]

外国人学校の教育条件の維持向上及び外国人学校に在学する児童生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図ることを目的としている。

補助対象校は、都知事が認可した私立各種学校のうち、専ら外国人を対象とし、我が国の幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の課程に相当する課程を有する学校である。

補助対象経費は、教職員人件費及び教育研究関係経費である。補助金の額は、学校数及び生徒数に応じて配分する。

<表2-12>補助実績

年 度	平成28	29	30	元（予算）	2（予算）
補助総額（千円）	68,878	90,375	88,651	91,365	92,325
補助実績（校）	16	16	18	18	18

【施設・設備等補助】

13 私立学校安全対策促進事業費補助

【都及び財団事業（一部国庫事業）】 [平成15年度開始]

園児・生徒の安全を確保するために行う校舎等の耐震改築工事、耐震補強工事及び耐震診断に要する経費等の一部を補助するほか、建築士派遣などの耐震化普及啓発事業を実施する。また、アスベスト対策工事や天井・外壁等の非構造部材への耐震対策に要する経費等の一部を補助する。

<表2-13>補助実績

(単位：千円)

年 度	平成28	29	30	元（予算）	2（予算）	
補助総額	2,618,109	2,466,200	1,778,612	5,629,580	4,396,349	
内 訳	耐震補強	456,676	1,061,201	531,781	590,662	630,822
	耐震診断	60,303	15,135	28,222	170,560	215,040
	耐震改築	1,295,558	797,581	373,497	3,591,340	2,852,392
	幼稚園耐震化	0	0	0	127,348	131,600
	普及啓発	1,854	3,478	5,615	9,140	9,140
	アスベスト対策	22,917	21,076	28,143	28,440	86,974
	非構造部材	407,647	283,011	487,960	402,793	453,920
	ブロック塀	—	—	48,270	688,824	—
その他	373,153	284,718	275,124	20,472	16,461	

注) 表示単位未満を四捨五入しているため、補助総額と内訳の合計は一致しない場合がある

【参考】私立学校の耐震化状況（平成31年4月1日現在）

学種	全棟数	耐震化済	耐震化率
高等学校	1,022	979	95.8%
中学校	237	236	99.6%
小学校	135	135	100.0%
幼稚園	1,535	1,445	94.1%
合計	2,929	2,795	95.4%

14 私立学校省エネ設備等導入事業費補助

【財団事業】 [平成 21 年度開始] ※平成 27 年度までモデル事業

CO₂削減に取り組む私立学校を支援するため、東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）等が実施する「省エネ診断」（「省エネ現地アドバイス」を含む。）を受け、当該診断の結果を踏まえて省エネ設備等を導入する私立の幼稚園（幼保連携型認定こども園を含む。）、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び専修学校（高等課程）に対し、その経費の一部を補助する。

<表 2-14>補助実績

年 度	平成28	29	30	元（予算）	2（予算）
補助総額（千円）	518,396	684,029	886,159	309,263	743,987
補助実績（校）	106	140	168	—	—

15 私立学校 ICT 教育環境整備費補助

【財団事業】 [平成 27 年度開始]

児童・生徒の学習への意欲や関心を高め、学力を向上させるとともに、これからの時代に求められる情報活用能力を育成することを目的に、私立小学校、中学校、高等学校における ICT 教育環境の整備に必要な経費の一部を補助する。

<表 2-15>補助実績

年 度	平成28	29	30	元（予算）	2（予算）
補助総額（千円）	462,465	604,464	606,110	529,067	532,005
補助実績（校）	181	216	203	70	70

16 産業・理科教育施設設備整備費補助

【都単独事業（国庫支出金上乘せ単独補助）】 [昭和 57 年度開始]

産業教育振興法及び理科教育振興法に基づき、産業教育及び理科教育の振興を図るため、国と都が一定率を補助する。

補助の対象は、都内に小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校を設置する学校法人が行う産業教育及び理科教育の施設設備の整備等に要する経費、また理科の観察・実験を支援する補助員の配置に要する経費である。

なお、国庫補助に係る取りまとめの事務は、都で行っている。

<表 2-16> 補助実績

(単位:千円)

年 度		平成28	29	30	元 (予算)	2 (予算)	
補助総額		49,531	34,131	35,706	29,858	25,354	
内 訳	産 業	8,951	0	4,812	17,929	11,224	
	理 科	設 備	35,931	30,144	26,551	7,297	8,922
		補 助 員	4,649	3,987	4,343	4,632	5,208

17 私立幼稚園等環境整備費補助

【一部国庫事業】 [平成 25 年度開始]

幼児教育の質の向上のため、遊具等環境整備を行う私立幼稚園等に対し、経費の一部を補助する。平成29年度から、幼稚園教諭等の業務負担軽減を図るため、私立幼稚園等が園務改善のためのICT化促進に要する経費の一部を補助している。

<表 2-17> 補助実績

(単位:千円)

年 度		平成28	29	30	元 (予算)	2 (予算)
補助総額		118,102	136,146	152,440	195,086	190,796
内 訳	環境整備費補助	118,102	123,459	136,978	121,106	137,596
	園務改善ICT 化支援補助	-	12,687	15,462	73,980	53,200

○ 私立学校の校庭等の芝生化

【執行委任事業】 [平成 20 年度開始]

環境局が実施する緑化施策、ヒートアイランド施策の一環として、都内私立学校の校庭等の芝生化を推進する。環境局から芝生化実証実験事業補助金の執行委任を受け、平成 20 年度は私立幼稚園、平成 21 年度からは私立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の校庭等の芝生化に係る事業経費に対して補助を行っており、平成27年度からは本格実施している。

また、平成 21 年度から、芝生化実施後に必要な専門的維持管理作業に要する経費の一部についても補助を行っている。

18 認定こども園整備費等補助

【一部国庫事業】 [平成 19 年度開始 (平成 26 年度までは、認定こども園運営費等補助)]

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進を図るため、都が認可及び認定した私立の認定こども園に対して、区市町村が行う次の事業について、その経費の一部を補助する。

- ① 幼保連携型認定こども園の学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園の施設整備費補助事業

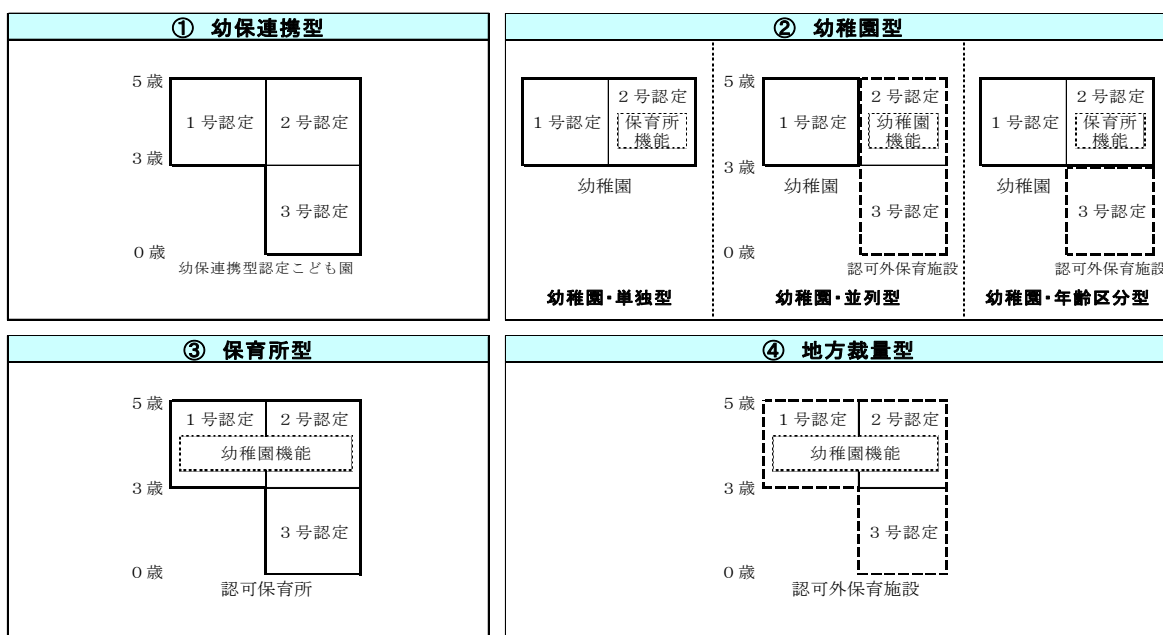
第2章 東京都の私学助成

- ② 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園化のための開設準備経費補助事業
- ③ 幼稚園型認定こども園の防犯対策整備費補助事業
- ④ 幼稚園型認定こども園における保育士等キャリアアップ補助
- ⑤ 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援事業
- ⑥ 認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設における、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得支援事業
- ⑦ 幼稚園型認定こども園における延長保育事業
- ⑧ 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園における多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)
- ⑨ 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援事業

〈表2-18〉 補助実績

年 度	平成28	29	30	元 (予算)	2 (予算)
補助総額 (千円)	314,852	271,397	430,341	675,359	715,438

【参考】 認定こども園の類型



(注1) 1号認定：満3歳以上の小学校就学前の子供で2号認定以外の子供（教育標準時間利用の子供）
 2号認定：満3歳以上の小学校就学前の子供で保育を必要とする子供（保育短時間又は保育標準時間利用の子供）
 3号認定：満3歳未満の小学校就学前の子供で保育を必要とする子供（保育短時間又は保育標準時間利用の子供）

(注2) 実線は「認可」部分 点線(太)は「認可外」部分 点線枠内は、新たに追加する「機能」

認定こども園数（令和2年3月1日現在）（単位：園）

		施設数
幼保連携型		32
幼稚園型	単独型	38
	年齢区分型	17
	並列型	-
保育所型		51
地方裁量型		7
合 計		145

19 私立専修学校教育環境整備費補助

【都及び財団事業】 [平成 19 年度開始]

私立専修学校の教育の充実と質的向上に資するため、私立専修学校の設置者が行う、専修学校の高等課程及び専門課程の教育に必要な設備装置の整備等に要する経費の 1/2 以内を補助する。具体的には教育設備や研究図書等の整備への補助のほか、専門課程の自己点検・自己評価及び第三者評価による検証事業に対する補助を行う。

<表2-19>補助事業

(単位：千円)

区分	事業実施主体	補助対象学校種	補助対象経費	補助率	令和2年度 予算(内訳・ 事務費除く)
教育設備装置	私学財団	専修学校 (専門課程・ 高等課程)	専修学校の教育設備装置の整備に要する経費	1/2以内	325,000
研究図書等	私学財団	専修学校 (専門課程)	専修学校専門課程の教職員の研究用及び教育用の図書等の整備に要する経費	1/2以内	
専修学校・ 評価促進	都	専修学校 (専門課程)	専門学校の第三者評価、 自己点検自己評価にかかる経費	1/2以内	31,800

<表2-20>補助実績

年 度	平成28	29	30	元 (予算)	2 (予算)
補助総額 (千円)	329,248	351,167	351,588	360,123	366,500
補助実績 (校)	272	285	287	—	—

注) 補助実績(校)は、延べ数である。

〔その他補助〕

20 私立高等学校都内生就学促進補助

【都単独事業】 [平成 14 年度開始]

都内公立中学校卒業生の高等学校への就学を促進するため、私立高等学校が行う都内公立中学生に対する就学促進と広く生徒募集等に係る広報活動の推進に要する経費の一部を補助する。

<表2-21>補助実績

年 度	平成28	29	30	元 (予算)	2 (予算)
補助総額 (千円)	675,743	667,628	461,156	489,725	474,430
補助実績 (人)	24,712	24,355	24,879	25,775	24,970

21 私立高等学校海外留学推進補助

【財団事業】 [平成 25 年度開始]

グローバル人材の育成に向けて、生徒の海外留学を推進するため、私立高等学校が行う海外留学に参加する生徒に対し、一定の基準により参加費用の一部を補助する。

＜表2-22＞補助実績

年 度		平成28	29	30	元（予算）	2（予算）
補助総額（千円）		364,589	422,230	531,686	564,467	599,907
補助実績（校）		92	104	154	110	110
生徒数	3ヶ月以上の留学	390	438	535	—	—
	6ヶ月以上の留学	29	24	50	—	—
	1年間の留学	93	96	116	—	—
	合計	512	558	701	—	—

22 私立学校外国語指導助手活用事業費補助

【財団事業】 [平成 27 年度開始]

グローバル人材の育成に向けて、外国語教育の充実を図るため、JETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）のうち、ALT（外国語指導助手）を活用する私立中学校、高等学校に対し、その雇用経費の一部を補助する。

＜表2-23＞補助実績

年 度	平成28	29	30	元（予算）	2（予算）
補助総額（千円）	648,695	724,874	816,674	993,509	1,053,615
補助実績（人）	156	171	188	200	200

23 私立学校教員海外派遣研修事業費補助

【財団事業】 [平成 28 年度開始]

グローバル人材の育成に向けて、教員の国際感覚の醸成及び指導力向上を図るため、私立小学校、中学校、高等学校が、自校の教員（中高は5教科の教員）を、一定の要件を満たした海外研修に派遣した場合に、その経費の一部を補助する。

＜表2-24＞補助実績

年 度	平成28	29	30	元（予算）	2（予算）
補助総額（千円）	19,215	13,350	13,333	108,056	59,058
補助実績（人）	20	14	9	100	50

24 私立高等学校外部検定試験料補助

【財団事業】 [平成 29 年度開始]

グローバル人材の育成に向けて、私立高等学校が生徒の英語力の向上を図るため外部検定試験（高等学校における英語教育レベルを満たし、4 技能（聞く、読む、話す、書く）を総合的に測定でき、学校が教育活動の一環として外部検定試験実施団体に対して団体受験を申し込むもの）を行う場合、当該試験の試験料相当額を補助する。

<表2-25>補助実績

年 度	平成29	30	元（予算）	2（予算）
補助総額（千円）	116,816	160,035	529,535	461,184
補助実績（人）	16,939	25,798	35,000	35,000

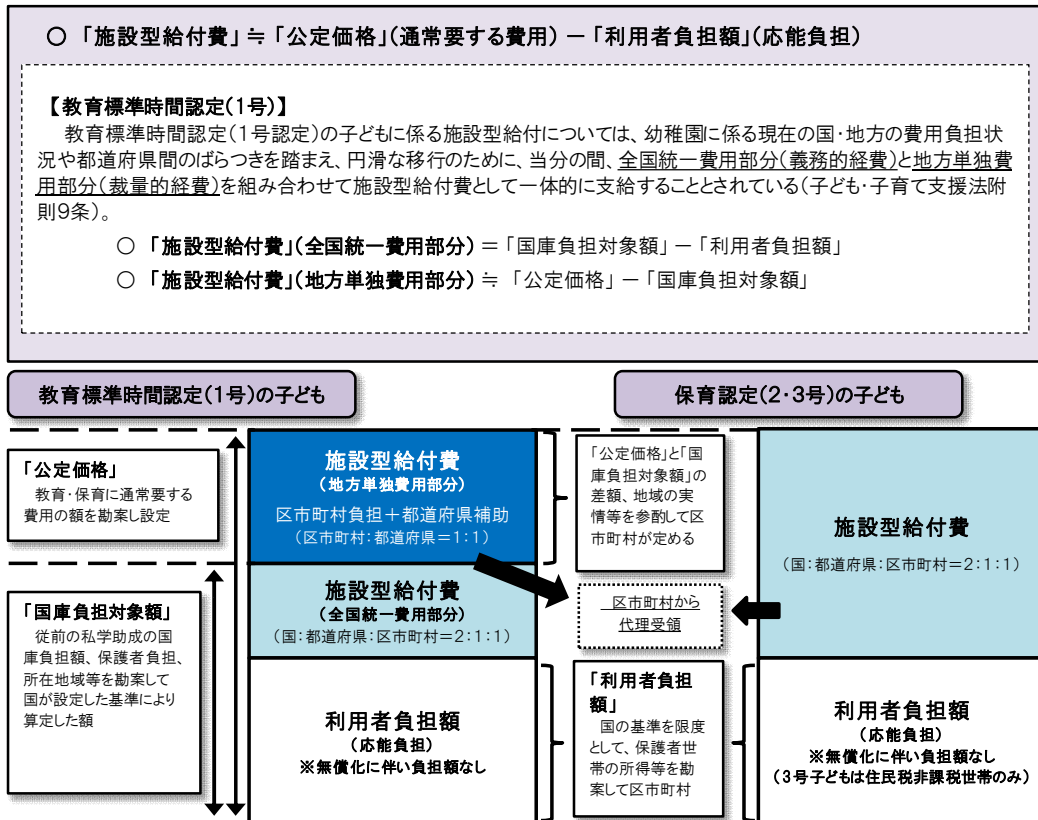
25 私立幼稚園等施設型給付費負担金

【都負担事業】 [平成 27 年度開始]

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、幼稚園・認定こども園・保育所を通じた共通の給付制度である施設型給付が創設された。そのうち、新制度に移行した私立幼稚園等に対し、区市町村が支給する施設型給付費の一部を、都が負担する。

なお、令和元年度予算以降は、幼児教育無償化（令和元年 10 月 1 日から開始）に伴う影響による負担額を含んでいる。

<図2-3>施設型給付の構造



<表2-26>補助実績

年 度	平成28	29	30	元（予算）	2（予算）
補助総額（千円）	3,470,557	3,574,058	3,876,841	5,130,463	6,191,764

26 私立幼稚園等特色教育等推進補助

【一部国庫事業】 [平成27年度開始]

私立幼稚園等における特色ある教育の取組み等を推進するため、新制度に移行した私立幼稚園等に対し、経常費補助等の特別補助として実施していた、幼児教育に関する知識・方法を地域住民のために提供する地域教育事業及び都内の高等学校又は中学校の生徒の保育体験の受入れ事業について、施設型給付費と別に補助する。

<表2-27>補助実績

年 度	平成28	29	30	元（予算）	2（予算）
補助総額（千円）	38,300	39,464	40,466	53,158	54,701
補助実績（園）	81	84	83	87	90

27 私立幼稚園等一時預かり事業費補助

【都負担事業】 [平成27年度開始]

区市町村から一時預かり事業（幼稚園型）を受託し、家庭において保育を受けることが困難となった幼児を、一時的に預かる私立幼稚園等に対して、都がその経費の一部を負担する。

また、月単位で定期利用できる「一時預かり事業（緊急一時預かり）」を実施する私立幼稚園に対し、経費の一部を補助する。

<表2-28>補助実績

年 度	平成28	29	30	元（予算）	2（予算）
補助総額（千円）	101,856	476,314	785,223	963,053	1,053,357
対象園数（園）	100	163	186	238	242

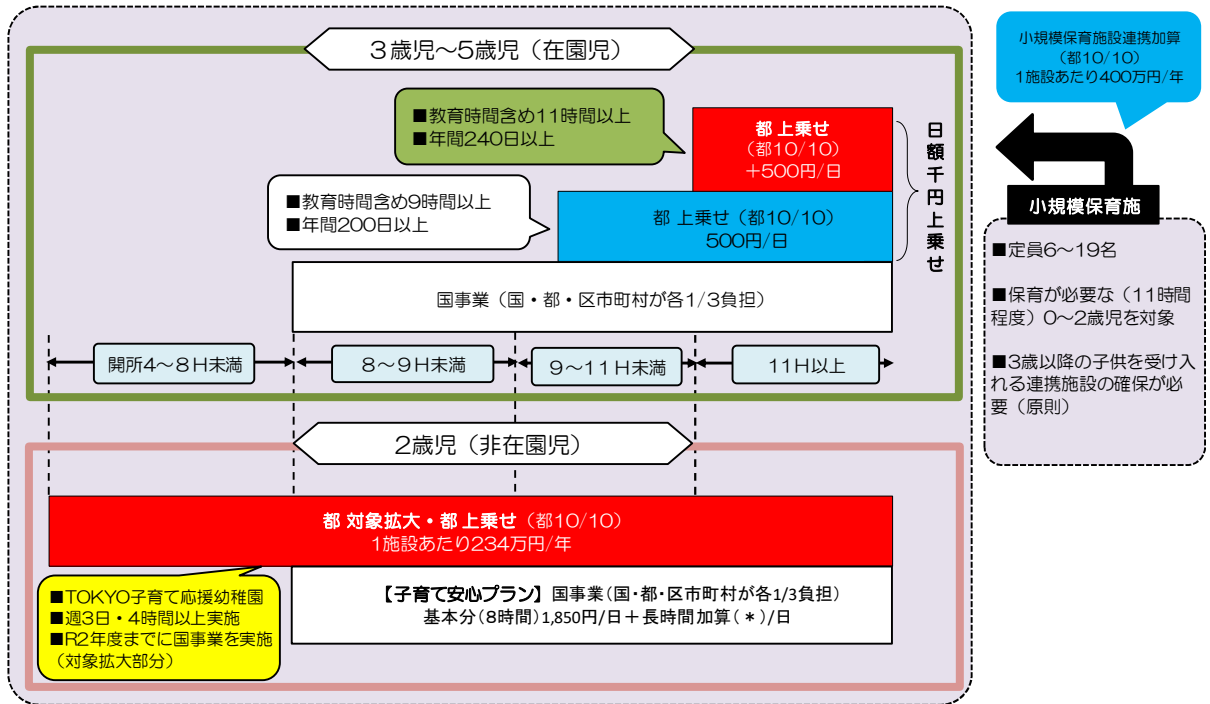
注) 緊急一時預かりの園数等を含む

教育時間前後に1日4時間以上かつ平日5日間、年間200日以上の子育て支援保育を実施する私立幼稚園を「TOKYO子育て応援幼稚園」と名付け、都が園児数に応じた上乗せ補助及び小規模保育施設等と連携し、卒園児受入れを行う場合の補助を実施している。

<参考>

TOKYO子育て応援幼稚園数：108園（11区19市1町）（令和2年3月1日現在）

<図2-4>私立幼稚園等一時預かり事業費補助内容



※超過時間が2時間未満150円、2時間以上3時間未満300円、3時間以上450円
* 超過時間が1時間～3時間：230円～690円

注1) 注釈のない場合は、在園児又は非在園児1人当たりの単価である。
注2) 長期休業日以外の平日の適用基本単価

28 私立幼稚園預かり保育推進補助

【一部国庫事業】 [平成14年度開始]

少子化の進展及び女性の社会進出、共働き家庭の一般化などに伴う保育ニーズの多様化対応のため、教育時間終了後2時間以上、教育時間開始前及び春・夏・冬期の長期休暇中に自園児を園内で過ごさせる「預かり保育」を実施する私立幼稚園等に対し、その運営費の一部を補助する。

また、国の幼稚園における長時間預かり保育支援事業として、年間を通じて原則として開所時間が11時間を超える私立幼稚園が行う預かり保育に対し、区市町村が行う運営費補助事業について、その経費の一部を補助する。

<表2-29>補助実績

年 度	平成28	29	30	元（予算）	2（予算）
補助総額（千円）	1,195,506	1,082,927	1,081,320	936,766	936,983
補助実績（園）	617	566	547	490	476

注) 園数は預かり保育推進補助の実績等である。

＜表2-30＞預かり保育に対する補助

	事業実施主体	補助形式	補助割合	対象施設	補助要件等
私立幼稚園等一時預かり事業費補助	区市町村	国・都→区市町村(利用者所在)→園	国1/3、都1/3、区市町村1/3	幼稚園、認定こども園	教育時間前後4時間以上又は長期休業日等に預かり保育を実施する。
		都→区市町村(利用者所在)→園	都10/10	幼稚園	原則として教育時間前後4時間以上(ただし教育時間を含めて9時間以上)かつ平日5日間、年間200日以上以上の預かり保育を実施する。 また、1日11時間以上開所し、平日5日間、年間240日以上預かり保育を実施する園について、加算を行う。 さらに、小規模保育施設等と連携し、卒園児を受け入れている場合に補助を行う。
私立幼稚園預かり保育推進補助	都	都→園	都10/10	幼稚園、認定こども園	下記の預かり保育をいずれか又は複数実施する。 ・教育時間終了後:2時間又は3時間以上の預かり保育を開園日の半数以上 ・早朝:教育時間開始前に1時間以上の預かり保育を開園日の半数以上 ・春期休暇:4時間以上の預かり保育を5日以上 ・夏期休暇:4時間以上の預かり保育を15日以上 ・冬期休暇:4時間以上の預かり保育を4日以上

※私立幼稚園等一時預かり事業は区市町村が行う事業となるため、詳細な要件等は区市町村による。

29 私立学校教育振興資金融資利子補給

【財団事業】 [昭和56年度開始]

私立学校における教育環境整備及び経営安定を図るための資金を長期・低利な条件で貸し付けている私学財団の銀行借入利息に対して、都は利子補給を行う。平成30年度貸付分より、銀行借入利息から学校への貸付利息を差し引いた金額を補助することとした。

＜表2-31＞貸付内容

	施設設備資金				運営資金		
資金の内容	・校舎等の教育上必要な施設の新増改築等に必要経費 ・校地等の買収に必要な経費 ・教具等の設備整備に必要な経費				・学校の運営に必要な施設整備資金以外の経費		
融資期間	20年	15年	10年	7年	5年	3年	1年
金利種別	変動		固定		固定		
融資限度額 (定員によって異なる)	10億円				3,000万円～5,000万円		
償還方法	元金均等6か月賦						元金均等3か月賦

注) 貸付総額(平成30年度):21億6千万円

＜表2-32＞補助実績

年度	平成28	29	30	元(予算)	2(予算)
補助総額(千円)	372,736	350,708	335,700	403,097	324,071
補助実績(件)	29	25	13	—	—

30 私立高等学校等老朽校舎改築促進事業

【財団事業】 [平成8年度開始]

老朽校舎等の改築促進及び安全で快適な教育環境の整備を図るため、平成8年度から12年度まで、私学財団が私立高等学校設置者に実施した「老朽校舎改築資金貸付事業」に対し、都は銀行等借入利息から学校への貸付利息を差し引いた金額を補助した。平成13年度から24年度までは、私立小中高等学校等の設置者が「私立学校施設高度化推進事業」（国の制度）の対象となる借入を行った場合、国の補助に上乗せして財団が利子補給を行い、都は財団の利子補給相当額の補助を行った。

※予算は既存貸付の残債に対する利子に対する補助額（令和2年度終了予定）

＜表2-33＞補助実績

年 度	平成28	29	30	元（予算）	2（予算）
補助総額（千円）	10,772	6,552	4,378	1,091	242
補助実績（校）	14	10	6	—	—

(2) 保護者負担軽減に関する助成

〔私立高等学校等授業料軽減補助〕

私立高等学校等に通学している生徒の保護者の授業料の負担を軽減することにより、生徒の修学を容易にすることを目的とした補助である。

31 私立高等学校等就学支援金

【法定受託事務・国庫事業】 [平成22年度開始]

「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、都内私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校・各種学校（高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの）の生徒に対し、高等学校等就学支援金として授業料について一定額を助成する。令和2年度からは、年収目安590万円未満の世帯については、全国の私立高校等の平均授業料を勘案した補助が行われている。（表2-34）

また、平成29年度からは、高等学校等を中途退学した者が再び学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間経過後も一定条件のもとで授業料の助成を行う私立高等学校等学び直し支援金を実施している。

なお、私立高等学校等就学支援金及び私立高等学校等学び直し支援金は学校設置者が代理受領する。

<表2-34>私立高等学校等就学支援金・私立高等学校等学び直し支援金の支給額（全日制の場合）

世帯年収の目安	支給月額		
	令和2年度以降		平成26年度～令和元年度
	就学支援金	学び直し支援金	就学支援金・学び直し支援金
270万円未満	(加算)	(加算)	(2.5倍) 24,750円 (年額297,000円)
270万円～350万円未満	33,000円 (年額396,000円)	24,750円 (年額297,000円)	(2倍) 19,800円 (年額237,600円)
350万円～590万円未満			(1.5倍) 14,850円 (年額178,200円)
590万円～910万円未満	(基準額) 9,900円 (年額118,800円)	(基準額) 9,900円 (年額118,800円)	(基準額) 9,900円 (年額118,800円)
910万円以上	対象外	対象外	対象外

<表2-35>補助実績

年 度	平成28	29	30	元（予算）	2（予算）
補助総額（千円）	14,800,870	14,806,394	14,923,851	16,365,526	23,609,440
補助実績（人）	90,780	90,682	91,396	95,600	91,500

※補助実績は、月平均受給者数である。

32 私立高等学校等就学支援金学校事務費補助

【都単独事業】 [平成23年度開始]

私立高等学校等就学支援金の支給に伴う私立学校の事務負担を軽減するため、その経費

の一部を補助する。

<表2-36>補助実績

年 度	平成28	29	30	元 (予算)	2 (予算)
補助総額 (千円)	288,750	287,393	223,346	247,324	265,738
補助実績 (設置者)	255	252	247	—	—

33 私立高等学校等特別奨学金補助

【財団事業（都内校：平成13年度～ 都外校：平成15年度～）】 [昭和48年度開始]

都は、都内に居住する都内及び都外の私立高等学校、私立特別支援学校高等部、私立高等専門学校（第1～3学年）、私立中等教育学校後期課程及び私立専修学校高等課程に在学する生徒の保護者に助成している私学財団の「私立高等学校等授業料軽減助成金事業」に対し、補助を行っている。

平成29年度より、年収約760万円未満程度の世帯まで高等学校等就学支援金と合わせて都内私立高等学校平均授業料を勘案した額まで支援することとし、補助単価を拡充した。

平成30年度より、東京都認可の私立通信制高等学校も新たに補助の対象にするとともに、生徒が学校の指定する寮などに入り、都内から都外に移り住んだ場合も補助の対象とした。

令和2年度より、年収約910万円未満程度の世帯まで高等学校等就学支援金と合わせて都内私立高等学校平均授業料を勘案した額まで支援することとした。また、年収約910万円を上回る世帯でも、23歳未満の扶養する子が3人以上いる多子世帯に対しては、新たに、世帯年収に関わらず公立高校授業料額の半額相当を補助する。

<表2-37>補助実績及び生徒一人当たり補助単価

年 度	平成28	29	30		元 (予算)		2 (予算)		
	平成26年度以降の入学者	平成26年度以降の入学者	高等学校 (全日制課程・定 時制課程)等	高等学校 (通信制課程)	高等学校 (全日制課程・ 定時制課程)等	高等学校 (通信制課程)	高等学校 (全日制課程・ 定時制課程)等	高等学校 (通信制課程)	
補助単価 (円)	生活保護世帯	143,000	145,000	152,000	—	159,000	—	65,000	—
	非課税・均等割のみの世帯	95,400	145,000	152,000	—	159,000	—	65,000	—
	住民税所得割(区市町村税) 基準額未満世帯	135,000	204,400	211,400	—	218,400	9,400	65,000	—
	住民税一定基準以下世帯	—	—	—	—	—	—	—	—
	年収約590万円未満程度世帯	107,100	263,800	270,800	44,800	277,800	68,800	65,000	—
	年収約760万円未満程度世帯	107,100	323,200	330,200	104,200	337,200	128,200	342,200	135,200
	年収約910万円未満程度	—	—	—	—	—	—	342,200	135,200
	多子世帯	—	—	—	—	—	—	59,400	59,400
補助実績 (人)	生活保護世帯	537	548	549	—	594	—	565	—
	非課税・均等割のみの世帯	7,637	7,707	7,627	—	8,347	—	7,851	—
	住民税所得割(区市町村税) 基準額未満世帯	6,628	6,955	7,276	—	7,533	290	7,490	—
	住民税一定基準以下世帯	35,656	—	—	—	—	—	—	—
	年収約590万円未満程度世帯	—	16,880	17,743	393	18,282	720	18,265	—
	年収約760万円未満程度世帯	—	22,385	24,120	338	24,244	350	24,829	350
	年収約910万円未満程度	—	—	—	—	—	—	16,000	230
	多子世帯	—	—	—	—	—	—	5,951	110
計	50,458	54,475	57,315	731	59,000	1,360	80,951	690	
補助総額(千円)	5,505,972	12,488,231	13,665,856		15,839,710		16,126,742		

注1)平成26年度以降の入学者については、高等学校等就学支援金の新制度に対応した新たな補助単価に基づき補助。
 注2)高等学校(全日制課程・定時制課程)等とは、高等学校(全日制課程・定時制課程)の他、特別支援学校高等部、高等専門学校(第1～3学年)、中等教育学校後期課程及び私立専修学校高等課程を指す。

34 私立高等学校等奨学給付金事業費補助

【財団及び一部国庫事業】 [平成 26 年度開始]

都は、授業料以外の教育費負担が大きい私立高等学校等の生徒を持つ低所得者層の世帯について、その費用負担の軽減を図るため、私学財団が実施する私立高等学校等奨学給付金助成事業に対し補助を行う。

助成対象は、都内に居住する都内及び都外の私立高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1～3年生）、専修学校・各種学校（高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの）に在学する生徒の保護者である。なお、財源負担は、国 1/3、都 2/3 となっている。

＜表2-38＞補助実績及び生徒一人当たり補助単価

区分	平成28		29		30		元(予算)		2(予算)		
	補助単価	受給者数	補助単価	受給者数	補助単価	受給者数	補助単価	受給者数	補助単価	受給者数	
全日制等	生活保護世帯	52,600	541	52,600	588	52,600	571	52,600	600	52,600	600
	非課税世帯	67,200	5,518	84,000	5,503	89,000	5,390	98,500	5,500	103,500	5,200
	第1子	138,000	2,996	138,000	3,028	138,000	2,873	138,000	3,000	138,000	2,800
	第2子以降		9,055		9,119		8,834		9,100		8,600
	小計										
通信制	生活保護世帯	52,600	227	52,600	282	52,600	276	52,600	700	52,600	800
	非課税世帯	38,100	1,065	38,100	1,239	38,100	1,350	38,100	1,700	38,100	1,800
	第1子										
	第2子以降		1,292		1,521		1,626		2,400		2,600
	小計										
	計(人)		10,347		10,640		10,460		11,500		11,200
	補助総額(千円)	924,539		1,040,975		1,038,886		1,160,830		1,221,926	

(注1) 通信制高等学校については、平成27年度から生活保護世帯についても支給対象とし、非課税世帯については、第1子と第2子以降の場合についても同額の補助単価となった。

(注2) 補助総額には、事務費含む。

35 私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助

【財団事業（平成 23 年度～）】 [昭和 59 年度開始]

生徒の修学条件の改善を図るため、都内に私立高等学校定時制課程又は通信制課程を設置し、かつ、当該課程に在学する勤労生徒に対し教科書及び学習書給与事業を実施している学校法人に対し、その事業に要した費用の一部を補助する。

＜表2-39＞補助実績

年 度	平成28	29	30	元(予算)	2(予算)
補助総額(千円)	1,914	1,368	1,077	2,224	1,906
補助実績(校)	3	3	2	3	3

36 私立高等学校等入学支度金貸付利子補給

【財団事業】 [昭和 43 年度開始]

私立高等学校等に入学する生徒の保護者の負担を軽減するため、入学支度金の無利息貸出を行っている私立高等学校、私立中等教育学校後期課程、私立特別支援学校高等部、私立高等専門学校、私立専修学校高等課程（3年制課程）に対し、貸出原資を貸し付けている。都は、平成 11 年度から私学財団が私立高等学校等へ貸し付けるために銀行から借り入

れた原資に対し、利子補給を行っている。

なお、平成29年度に生徒1人当たり貸付額を20万円から25万円へ引き上げた。

<表2-40>貸付実績

年 度	平成28	29	30	元（予算）	2（予算）
貸付人数（人）	687	725	651	960	960
貸付額（千円）	146,500	175,550	158,750	240,000	240,000
利子補給額（千円）	6,547	5,912	6,011	6,608	5,327

37 私立小中学校等就学支援実証事業

【国庫事業】 [平成29年度開始]

国が行う「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」を受けて実施する。私立小中学校等に通う児童生徒について、授業料負担の軽減を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を行う。支援金は、高等学校等就学支援金と同様に、学校設置者が代理受領する。

なお、実証事業の期間は5年間、財源負担は国10/10となっている。

<表2-41>支給額

世帯年収の目安	支給額（円）
400万円未満	100,000

<表2-42>補助実績

年 度	平成29	30	元（予算）	2（予算）
補助総額（千円）	376,982	105,698	377,900	200,100
補助実績（人）	3,783	1,082	3,779	2,001

注）補助実績（人）については、交付決定を受けた者の人数である。

38 私立幼稚園等施設等利用費負担金

【一部国庫事業】 [令和元年度開始]

令和元年10月からの幼児教育無償化の実施に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園等に通う園児保護者の負担軽減のため、保護者に対して区市町村が行う負担軽減事業の経費について、国制度単価に係る都負担分を補助する。

また、預かり保育の国制度単価に係る都負担分を補助する。

<表2-43>補助予算額

年 度	令和元（予算）	2（予算）
補助総額（千円）	5,175,216	9,999,226

（注）補助総額には、事務費含む。

39 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助

【都単独事業・都負担事業】 [昭和47年度開始]

都は、都内区市町村が行う保護者負担軽減事業に対してその経費の一部を補助する。

なお、区市町村が行う事業のうち、都が補助の対象とする者は、次のとおりである。

- ・ 私立幼稚園及び幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の保護者
- ・ 子ども・子育て支援新制度へ移行した私立幼稚園及び認定こども園等に在籍する幼児の保護者

令和元年10月からは、国の幼児教育無償化を踏まえ、都の保護者負担軽減事業を再編し、全ての世帯が都内平均保育料まで支援を受けられるよう、都独自に補助を行うこととした。

なお、年収約270万円以下の世帯等については、幼児教育無償化前から国の補助と合わせて都内平均保育料を超える負担が軽減されているため、無償化後も同水準の保護者負担軽減補助を行えるよう補助単価を見直している。

また、私立幼稚園等に在籍する年収約360万円以下の世帯及び小学校第3学年修了前子ども等が同一の世帯に三人以上いる世帯の幼児の保護者（教材費・行事費等は生活保護世帯に属する、私立の特定教育・保育施設に在籍する小学校就学前子どもの保護者）を対象に都内区市町村が行う実費徴収に係る補足給付を行う事業に対し、給食費54,000円、教材費・行事費等30,000円のうち都負担分（1/3）を補助する事業を、福祉保健局が行う東京都子供・子育て支援交付金の一部として実施している。

＜表2-44＞補助実績

（単位：千円、人）

年 度		平成28	29	30	元（予算）	2（予算）
私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助	補助総額	4,497,348	4,343,980	4,147,952	4,129,598	3,639,465
	対象延幼児数	1,079,189	1,051,798	1,009,578	1,409,202	1,699,308
東京都子供・子育て支援交付金（実費徴収に係る補足給付を行う事業）	補助総額	1,114	867	1,015	2,490	304,590
	対象延幼児数	1,008	864	1,150	2,460	16,685

注1) 平成27年度は、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助に東京都子供・子育て支援交付金(実費徴収に係る補足給付を行う事業)を含む。

注2) 令和元年度(予算)のうち、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助の補助総額及び対象延園児数には、無償化後の分を含む。

注3) 令和2年度(予算)のうち、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助の補助総額及び対象延園児数には、保育所等利用多子世帯負担軽減事業の分を含む。

<表 2-45>園児一人当たり補助単価

(単位：円)

区 分		世帯収入目安	31年度（9月まで）	
			第1子	第2子以降
I	生活保護世帯、 区市町村民税所得割非課税世帯、 区分Ⅱのうちひとり親世帯等	～270万円以下	74,400	74,400
	区市町村民税所得割77,100円以下の世帯		54,000	
III	区市町村民税所得割211,200円以下の世帯	360万円～680万円以下	42,000	67,200
IV	区市町村民税所得割256,300円以下の世帯	680万円～730万円以下	28,800	60,000

注) 同一世帯から同時に2人以上在園している場合等は、2人目から第2子以降の単価を適用する。

ただし、区分ⅠまたはⅡの世帯は、就園状況及び年齢を問わず生計を一にする兄・姉等がいる場合、第2子以降の単価を適用する。

区 分		世帯収入目安	元年度（10月以降）		
			第1子	第2子	第3子以降
I	生活保護世帯、 区分Ⅱのうちひとり親世帯等	～270万円以下	74,400	74,400	74,400
	区市町村民税所得割非課税世帯、 区分Ⅲのうちひとり親世帯等		38,400		
III	区市町村民税所得割77,100円以下の世帯	270万円～360万円以下	21,600	21,600	67,200
IV	区市町村民税所得割211,200円以下の世帯	360万円～680万円以下			
V	区市町村民税所得割256,300円以下の世帯	680万円～730万円以下			
VI	上記区分以外の世帯	731万円以上			21,600

注) 同一世帯から同時に2人以上在園している場合等は、2人目から第2子以降の単価を適用する。

ただし、区分Ⅰ、ⅡまたはⅢの世帯は、就園状況及び年齢を問わず生計を一にする兄・姉等がいる場合、第2子以降の単価を適用する。

40 私立専修学校授業料等減免費用負担金

【一部国庫事業】 [令和2年度開始]

真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、活躍することができるよう、質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担の軽減を図ることにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するため、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、機関要件を満たした専修学校（専門課程）に在学する、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生への授業料及び入学金の減免を行った専修学校に対し補助を行う。

なお、財源負担は、国 1/2、都 1/2 となっている。

<表 2-46>補助予算額

年 度	令和2（予算）
補助総額(千円)	6,252,833

<表2-47>授業料等減免の上限額（年間）（単位：円）

減免額算定基準額	授業料	入学金
100円未満 （年収約270万円未満）	590,000	160,000
100円以上～25,600円未満 （年収約300万円未満）	393,400	106,700
25,600円以上～51,300円未満 （年収約380万円未満）	196,700	53,400

- 注1) 減免額算定基準額は市町村民税の所得割の課税標準額×6%-(調整控除の額+税額調整額)
 ※政令指定都市に市民税を納税している場合は(調整控除の額+税額調整額)に3/4を乗じた額
- 注2) 世帯年収は両親・本人・中学生の4人世帯の場合の目安であり基準を満たす年収は家族構成により異なる。
- 注3) 授業料及び入学金の減免の上限額。

41 私立専修学校修学支援実証研究事業費補助

【国庫事業】 [平成27年度開始]

国の「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」を受託し、私立の専修学校専門課程に在籍し、経済的理由により修学困難な生徒に対する授業料補助や生活設計等に関するアドバイスなどを行う。

<表2-48>補助実績

年 度	平成28	29	30	元（予算）	2（予算）
補助総額（千円）	12,074	15,427	15,160	25,383	21,254
補助実績（校）	18	24	23	35	30

42 私立学校被災生徒等受入支援事業費補助

【一部国庫事業】 [平成23年度開始]

東日本大震災及び大規模災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。）に基づき、激甚災害（本激）に指定された災害（地震は最大震度が7であるものに限る。）のうち、文部科学大臣が支援を行うことが必要と認める災害をいう。）により被災し、都内の私立学校に通う園児・児童・生徒の保護者の経済的な負担を軽減し、就学を支援する。

事業項目としては、被災した生徒の保護者に対し、授業料等の減免措置を行う場合において、学校の経費を補助するもの（「私立学校被災生徒等授業料等減免補助」及び「私立専修学校・各種学校被災生徒等授業料等減免補助」と、学用品や修学旅行費等について、保護者に対し直接給付するもの（「私立学校被災生徒等臨時支援金」）がある。

前者のうち、「私立学校被災生徒等授業料等減免補助」は、都内の私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校（全日制・定時制）、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園の設置者を対象とする。一方、「私立専修学校・各種学校被災生徒等授業料等減免補助」は、都内の私立専修学校及び各種学校の設置者を対象とする。

後者の「私立学校被災生徒等臨時支援金」は、都内の私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校（高等課程）及び幼保連携型認定こども園に通う園児・児童・生徒の保護者を対象とする。

<表 2-49>補助実績

事業項目	平成28		29		30		元（予算）		2（予算）	
	補助総額 （千円）	補助実績 （人）	補助総額	補助実績	補助総額	補助実績	補助総額	補助実績	補助総額	補助実績
私立学校被災生徒等臨時支援金	2,050	23	950	13	632	6	876	7	504	5
私立学校被災生徒等授業料等減免補助	5,989	15	5,606	15	2,399	7	5,219	9	3,329	6
私立専修学校・各種学校被災生徒等授業料等減免補助	36,839	82	19,542	46	16,245	41	20,236	31	21,522	37

(3) 教職員の福利厚生等に関する助成

43 私立学校退職手当補助

【財団事業】 [昭和 41 年度開始]

私立学校等の設置者（会員）が負担する教職員退職資金の掛金を軽減するため、私学財団の行う退職資金交付事業に対して補助する。補助額は掛金負担額（標準給与月額 $110/1000*$ ）のうち、 $36/1000$ 相当額である。（*平成 17 年 4 月から適用）

<表 2-50>補助実績

年 度	平成28	29	30	元（予算）	2（予算）
補助総額 （千円）	3,945,241	3,962,382	3,980,256	4,076,167	4,167,580
補助実績 （件）	28,927	28,966	29,059	30,151	30,427

44 私立学校教職員共済費補助

【日本私立学校振興・共済事業団事業】 [昭和 29 年度開始]

学校法人等の設置者及び教職員が負担する掛金等を軽減するため、日本私立学校振興・共済事業団が行う年金等給付事業に対して補助する。補助額は設置者及び教職員のそれぞれの加入者保険料負担額（標準報酬月額 $142.65/1000$ （4月～8月）又は $146.19/1000$ （9月～3月）（平成 30 年度））のうちの $4/1000$ ずつ、合わせて $8/1000$ 相当額である。

<表 2-51>補助実績

年 度	平成28	29	30	元（予算）	2（予算）
補助総額 （千円）	1,584,236	1,612,264	1,634,934	1,697,041	1,757,564

45 私立学校教育研究費補助

【財団事業】 [昭和 25 年度開始]

教職員の資質の向上及び私学団体が行う研修・研究事業の充実のため、私学財団が行う次の事業に要する経費の一部を補助する。

- ① 学校研究助成事業：教職員の教育研究活動に対する助成事業
 - ア 個人研究 1 課題 10 万円以内
 - イ 団体研究 1 課題 20 万円以内
- ② 研修研究事業：教職員等を対象とした研修研究事業
 - ア 私学財団が主催で行う職層別及び課題別研修
 - イ 私学団体との共催による研修研究事業

<表 2-52>補助実績

年 度	平成28年度	29	30	元（予算）	2（予算）
補助総額 （千円）	70,580	69,708	68,431	72,905	72,905

(4) 育英資金

46 育英資金事業 [昭和 29 年度開始]

育英資金事業費補助【財団事業（平成 17 年度～）】

都の育英資金貸付制度は、都内に居住する者で、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、又は専修学校（高等課程・専門課程）に在学し、勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な者に対し、奨学金を貸し付けることにより、教育を受ける機会の拡充に寄与し、もって社会に貢献し得る人材の育成に資することを目的としている。

平成 17 年度に、日本学生支援機構（旧 日本育英会）が実施してきた国の高校奨学金事業が段階的に都道府県に移管されたことを機に、都の育英資金貸付事業全体を再構築し、事業実施主体を都から私学財団に移した上で、都は事業実施に必要な支援を行うこととした。

平成 17 年 3 月 31 日までに都が採用した奨学生については、奨学金の返還が終了するまで引き続き都が対応する。なお、平成 20 年度に都の貸付事業は終了した。

奨学生の採用に関する制度の概要及び貸付実績の推移は、次のとおりである。

＜表 2-53＞借受資格

1	申込者(本人)が高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程・専門課程)に在学していること(高等専門学校、専修学校(専門課程)は都内の学校に限る。)
2	申込者と申込者を扶養する者がともに、貸付を開始する月の初日に都内に住所を有していること。
3	申込者に勉学意欲があり、経済的理由により修学が困難であること。
4	申込者が同種の資金を他から借り受けていないこと。
5	同一学校種等で、申込者が過去に東京都育英資金を借り受けていないこと。
6	別に定める要件(年齢、職業等)を備えた連帯保証人2名(申込時1名、貸付終了時1名追加)を立てられること。
7	申込者が大学院に在学したことがないこと。
8	申込者が最長返還期間の末日に満65歳を超えないこと。
9	日本国籍がない場合は、在留資格が「特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかであること。

第2章 東京都の私学助成

<表 2-54> 制度概要

貸	採用及び募集形態	貸付対象の学校に在学する者に対して募集を行い、奨学生として採用する形態 <対象学校種別：高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）>																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>募集形態</th> <th>募集時期</th> <th>説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般募集</td> <td>4～5月</td> <td>4月下旬から5月にかけての各学校が指定する期間。</td> </tr> <tr> <td>特別募集</td> <td>随時</td> <td>不慮の災害又は生計維持者の失職、病気、死亡等により、年度途中に家計が急変し、経済的に修学が困難になった者を対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>	募集形態	募集時期	説 明	一般募集	4～5月	4月下旬から5月にかけての各学校が指定する期間。	特別募集	随時	不慮の災害又は生計維持者の失職、病気、死亡等により、年度途中に家計が急変し、経済的に修学が困難になった者を対象とする。																				
募集形態	募集時期	説 明																													
一般募集	4～5月	4月下旬から5月にかけての各学校が指定する期間。																													
特別募集	随時	不慮の災害又は生計維持者の失職、病気、死亡等により、年度途中に家計が急変し、経済的に修学が困難になった者を対象とする。																													
付	貸付月額	貸付対象の学校に進学する前の中学校3年生を対象に採用候補者として登録し、翌年4月に進学先の在学確認を経て正式に奨学生として採用する形態 <対象学校種別：高等学校、専修学校（高等課程）>																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>募集形態</th> <th>募集時期</th> <th>説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予約募集</td> <td>5～9月</td> <td>5月下旬から9月上旬にかけての各学校が指定する期間。 翌年4月に高等学校又は専修学校（高等課程）に入学予定の中学校3年生を対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>	募集形態	募集時期	説 明	予約募集	5～9月	5月下旬から9月上旬にかけての各学校が指定する期間。 翌年4月に高等学校又は専修学校（高等課程）に入学予定の中学校3年生を対象とする。																							
募集形態	募集時期	説 明																													
予約募集	5～9月	5月下旬から9月上旬にかけての各学校が指定する期間。 翌年4月に高等学校又は専修学校（高等課程）に入学予定の中学校3年生を対象とする。																													
返	連帯保証人	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>貸付月額 (円)</th> <th>収入限度額 (万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高等学校</td> <td>国公立</td> <td>18,000</td> <td>790 (330)</td> </tr> <tr> <td>私 立</td> <td>35,000</td> <td>838 (364)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高等専門学校</td> <td>国公立</td> <td>18,000</td> <td>802 (339)</td> </tr> <tr> <td>私 立</td> <td>35,000</td> <td>877 (391)</td> </tr> <tr> <td>専修学校 (高等課程)</td> <td>私 立</td> <td>35,000</td> <td>838 (364)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">専修学校 (専門課程)</td> <td>国公立</td> <td>45,000</td> <td>909 (423)</td> </tr> <tr> <td>私 立</td> <td>53,000</td> <td>975 (489)</td> </tr> </tbody> </table> <p>一部の学校種別には、交通遣児等について、貸付月額の増額制度がある。</p> <p>収入限度額は平成30年度一般募集における標準的4人世帯の場合の目安額 金額は給与所得者の場合で年間総収入金額(源泉徴収票等の「支払金額」)である。 また、()は給与所得以外で収入金額から必要経費等を引いた金額(確定申告等の所得金額)である。</p>			貸付月額 (円)	収入限度額 (万円)	高等学校	国公立	18,000	790 (330)	私 立	35,000	838 (364)	高等専門学校	国公立	18,000	802 (339)	私 立	35,000	877 (391)	専修学校 (高等課程)	私 立	35,000	838 (364)	専修学校 (専門課程)	国公立	45,000	909 (423)	私 立	53,000	975 (489)
				貸付月額 (円)	収入限度額 (万円)																										
高等学校	国公立	18,000	790 (330)																												
	私 立	35,000	838 (364)																												
高等専門学校	国公立	18,000	802 (339)																												
	私 立	35,000	877 (391)																												
専修学校 (高等課程)	私 立	35,000	838 (364)																												
専修学校 (専門課程)	国公立	45,000	909 (423)																												
	私 立	53,000	975 (489)																												
返済方法	本人名義の預金口座に口座振替払の方法で毎月交付																														
貸付期間	在学する学校の正規の修業年限																														
利息	無利息																														
返済方法	口座振替の方法による、年賦又は半年賦の返還																														
返済期間	貸付終了後6ヵ月据え置き、貸付総額に応じた所定の期間内 《例①》学校種別:高等学校 貸付期間:3年の場合 → 最長13年 《例②》学校種別:私立専修学校(専門課程) 貸付期間:3年の場合 → 最長14年																														
返済猶予	進学したときや傷病などで一時的に返還が困難になったときは、返済猶予の申出が可能																														
返済免除	本人が死亡又は心身障害となり返還が困難になったときなどは、返済免除の申出が可能																														

＜表2-55＞貸付実績の推移

(単位：千円、人)

年 度	平成28	29	30	元(予算)	2(予算)	
貸付額	1,889,510	1,604,778	1,297,370	1,518,108	1,325,964	
貸付人員	4,749	4,042	3,261	3,724	3,235	
人員内訳	高校・高専	4,015	3,471	2,798	3,081	2,681
	専修(高等)	143	137	136	149	145
	専修(専門)	591	434	327	464	377
	その他	0	0	0	30	32

第2章 東京都の私学助成

(5) 国の直接補助

私立学校に対する補助は、これまで述べた補助の他に、国から直接学校に交付される補助等がある。主な補助は次表のとおりである。

〈表2-56〉 国の主な直接補助（令和元年度）

対象事業	事業の目的	補助対象学校種													平成30年度補助実績		補助率	備考	
		高校			中等学校	幼稚園等				専修学校			各種学校	額 (千円)	事業数				
		全日制	定時制	通信制		認可園等※	施設型給付園	特別支援学校	専門課程	高等課程	一般課程								
私立高等学校等施設高機能化整備費	校舎の耐震補強工事、非構造部材の耐震対策等に要する経費の一部について補助する。															2,450	5	1/3又は1/2以内。	
学校体育諸施設補助	スポーツ振興法の趣旨に則り、柔・剣道場等を整備する事業に要する経費の一部について補助する。															0	0	1/3以内	
私立高等学校産業教育施設整備費	産業教育振興法に基づき、産業教育のための実験実習施設を整備する場合に、それに要する経費の一部について補助する。															0	0	1/3以内	都の上乗せは、国庫補助額の同額以下
学校給食施設整備費	学校給食の普及充実に資することを目的とし、校給食の開設に必要な施設整備及び学校給食の改善充実に必要な施設設備の整備に要する経費の一部について補助する。															0	0	1/2又は1/3 (事業細目により異なる。)	
私立幼稚園施設整備費	園舎の耐震補強、非構造部材の耐震対策又は防災機能強化に必要な工事等に要する経費の一部について補助する。															4,364	5	1/3又は1/2以内。	
私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費<専修学校関係>	専修学校教育の充実及び学校施設の防災安全機能強化等を図るため、専修学校専門課程、高等課程の教育装置、耐震補強工事、非構造部材の耐震対策等に要する経費の一部について補助する。															22,134	2	専門課程1/2以内 高等課程1/3以内 (高等課程は、耐震補強工事のみIs値により1/2又は1/3以内。アスベスト対策工事費は専門課程1/3以内、高等課程2/9以内)	
高等学校産業教育設備整備費	産業教育振興法に基づき、産業教育のための実験実習設備等を整備する場合に、それに要する経費の一部について補助する。															4,812	1	1/3以内	都の上乗せは、国庫補助額の同額以下
理科教育設備整備費等	理科教育振興法に基づき、理科、算数及び数学に関する教育のための設備等を整備するために必要な経費の一部について補助する。															61,787	66	1/2又は1/3以内	都の上乗せは、国庫補助額×1/2以下
特別支援教育設備整備費等	特別支援学校又は小・中学校の特別支援学級において障害に適切した教育を実施する上で必要とする設備を整備する事業に要する経費の一部について補助する。															714	1	1/2以内	
私立大学等研究設備整備費等	私立大学等研究設備整備推進事業費															219,620	26	1/2以内	
私立大学等研究設備整備費等<専修学校関係>	専修学校教育の充実を図るため、私立専修学校専門課程・高等課程の情報処理関係設備の整備等に要する経費の一部を補助する。															40,760	7	1/2以内	
私立高等学校等経常費補助(特別支援教育分)	私立の特別支援学校の幼稚部・小学部・中学部・高等部及び特別支援学級を置く私立の小学校、中学校等に対して補助する。															481,965	5	定額	
私立高等学校等経常費補助(広域通信制課程分)	生徒の募集を3都道府県以上にわたって行っている私立の広域通信制高等学校に対して補助する。															188,109	8	定額	
奨励費補助(幼稚園)	就園奨励費補助事業(私立幼稚園)※3															3,269,254	52	1/3以内(市町村) 1/4以内(特別区)	

注) ※1 施設型給付を受ける施設を除く。

※2 上表の国庫補助金は、都が窓口となっているが、表中、「補助対象学校種」欄※2印の学校種については、文部科学省が直接窓口となっている。

※3 2019年9月までの事業。同年10月から「私立幼稚園等子育て支援施設利用給付事業費補助」に変更予定。

3 私学助成の動向と課題

(1) 国の令和2年度予算

令和2年度政府予算は、消費税増収分を活用した社会保障の充実、経済対策の着実な実行、歳出改革の取組の継続により、経済再生と財政健全化を両立する予算として編成された。

一般会計歳出は、102兆6,580億円（元年度当初予算比1.2%増）であり、文部科学省所管予算のうち文教関係予算は、4兆303億円（元年度当初予算比0.1%増）であった。そのうち私立高等学校等経常費助成費等補助は1,029億円で前年度比約8億円の増となっている。

<表2-57>文部科学省所管予算(文教関係)

(単位：億円、%)

項 目	令和2年度	令和元年度	増△減
文教関係予算合計	40,303	40,273	30 (0.1)
うち義務教育費国庫負担金	15,221	15,200	21 (0.1)
育英事業費	972	1,058	△86 (△8.1)
私立大学等経常費補助	2,977	3,159	△182 (△5.8)
私立高校等経常費助成費等補助	1,029	1,021	8 (0.8)
高等学校等就学支援金	4,253	3,710	543 (14.6)

(2) 都の令和2年度予算

「東京2020大会を確実に成功させるとともに、『成長』と『成熟』が両立した、輝ける『未来の東京』を創る予算」と位置付け、次の点を基本に編成された。

- 1 東京2020大会を確実な成功へと導き、次世代へと継承するレガシーを創り上げる
こと
 - 2 都政が直面する諸課題に迅速かつ的確に対応するとともに、Society 5.0の実
現に向けた施策など、東京が成長を生み続ける成熟都市として進化を図るための取組み
を積極果敢に進めること
 - 3 将来にわたる施策展開を支えるため、都政改革を更に進め、ワイズ・スペンディング
(賢い支出)の視点により無駄の排除を徹底し、財政基盤をより強固なものとする
こと
- 一般会計の予算規模は、前年度に比べ1.4%減の7兆3,540億円であり、このうち一般歳
出は5兆5,332億円で前年度に比べ1.2%の減となっている。一般会計に特別会計と公営企
業会計を合わせた都全体の予算規模は、15兆4,522億円となり、前年度と比べ、3.3%の増
となった。

歳入面では、都税収入は5兆4,446億円で前年度に比べ1.1%の減となった。

私学助成予算全体では、約2,091億円と前年度に比べ、約203億円、10.8%の増となった。

経常費の予算は、約1,209億円と前年度に比べ、約15億円、1.3%の増となっている。

また、2020年のオリンピック・パラリンピック開催に向けて、私立学校におけるオリンピ
ック・パラリンピック教育への取組を支援するため、都内私立学校に対する観戦機会の提供
やボランティア体験、希望校へのオリンピック・パラリンピアン派遣を行うこととしている。

<表2-58>東京都予算

(単位：億円、%)

区 分		令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
一 般 会 計		73,540	74,610	△1,070	△1.4
	うち 一 般 歳 出	55,332	55,979	△647	△1.2
	経 常 経 費	44,839	42,709	2,130	5.0
	投 資 的 経 費	10,493	13,269	△2,776	△20.9
特 別 会 計(16会計)		60,134	55,505	4,629	8.3
公 営 企 業 会 計 (11会計)		20,848	19,480	1,368	7.0
合 計 (28会計)		154,522	149,594	4,928	3.3

注1) 一般歳出とは、一般会計から、公債費と特別区財政調整会計繰出金や地方消費税交付金など税の一
定割合を区市町村に交付する経費などを除いた額である。

注2) 表2-58の各費目の金額の算出については、小数点第一位を四捨五入したため、各費目の合計と合
計欄の数値が一致しない場合がある。

<表2-59> 東京都一般会計予算と教育関係予算の推移（当初予算）

（単位：百万円）

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一 般 会 計	7,011,000 (100) 0.8%	6,954,000 (99) △ 0.8%	7,046,000 (100) 1.3%	7,461,000 (106) 5.9%	7,354,000 (105) △ 1.4%
教 育 費	803,056 (100) 5.1%	809,200 (101) 0.8%	818,371 (102) 1.1%	843,366 (105) 3.1%	867,498 (108) 2.9%
学 務 費	199,908 (100) △ 0.7%	206,909 (104) 3.5%	207,136 (104) 0.1%	211,889 (106) 2.3%	235,525 (118) 11.2%
私 学 助 成	175,120 (100) △ 0.6%	183,007 (105) 4.5%	183,287 (105) 0.2%	188,799 (108) 3.0%	209,149 (119) 10.8%
高 等 学 校 経 常 費 補 助	64,755 (100) 1.4%	65,731 (102) 1.5%	65,578 (101) △ 0.2%	66,214 (102) 1.0%	66,762 (103) 0.8%
中 学 校 経 常 費 補 助	25,558 (100) △ 0.5%	25,578 (100) 0.1%	25,551 (100) △ 0.1%	26,044 (102) 1.9%	26,422 (103) 1.5%
小 学 校 経 常 費 補 助	6,832 (100) 0.1%	6,891 (101) 0.9%	6,889 (101) △ 0.0%	6,972 (102) 1.2%	7,039 (103) 1.0%
幼 稚 園 経 常 費 補 助	18,269 (100) 6.2%	18,138 (99) △ 0.7%	17,890 (98) △ 1.4%	17,976 (98) 0.5%	18,431 (101) 2.5%
高 等 学 校 等 特 別 奨 学 金	5,036 (100) 5.1%	13,787 (274) 173.8%	15,577 (309) 13.0%	15,840 (315) 1.7%	16,127 (320) 1.8%
幼 稚 園 等 保 護 者 負 担 軽 減	5,355 (100) △ 1.9%	5,054 (94) △ 5.6%	4,824 (90) △ 4.6%	4,132 (77) △ 14.3%	3,944 (74) △ 4.5%
そ の 他	49,315 (100) △ 5.9%	47,828 (97) △ 3.0%	46,978 (95) △ 1.8%	51,620 (105) 9.9%	70,424 (143) 36.4%
育英資金事業費補助	1,443 (100) △ 23.2%	1,085 (75) △ 24.8%	653 (45) △ 39.8%	386 (27) △ 40.9%	250 (17) △ 35.2%

注1) 表中（ ）内数値は平成28年度を100とした指数であり、%は対前年度伸び率である。

注2) 百万円単位で四捨五入しているため、私学助成総額と内訳の合計は一致しない場合がある。

(3) 私学助成の課題

私立学校が公教育に果たしている役割の重要性を考慮し、都では様々な私学助成策を講じているが、その際に配慮すべき課題の一つとして公私間格差の是正がある。

ア 学校運営に対する公費（私費）負担における公私間格差

公私間格差については様々な考え方があるが、一例として、都内の私立高等学校（全日制）と都立高等学校（全日制）の学校運営費に対する公費負担について、生徒1人当たりで換算し比較してみる。

都内の私立高等学校（全日制）については、経常費補助金を公費負担と捉えた場合、平成30年度は生徒1人当たり393,388円となっている。

一方、都立高等学校（全日制）は平成30年度の生徒1人当たりの学校運営費1,039,520円から平年度換算した入学金1,883円（注1）を除いた1,037,637円が公費負担分となり、都立高校における生徒1人あたりの公費負担分は、私立の約2.6倍となっている。

したがって私立高校においては、公費だけでは不足する運営経費を授業料で賄わざるを得ず、その分保護者の負担は大きくなってしまふ。

イ 保護者負担における公私間格差

次に、保護者負担の観点から、令和元年度における授業料等学校への初年度納付金について、公私の比較をした場合、下表のとおりとなっている。

<表2-60>令和元年度 高等学校（全日制）授業料等初年度納付金の公私比較 （単位：円）

	授業料	入学金	施設費等	合計 ^(注2)	就学支援金等 ^(注3)	実質負担額
私立	460,546	251,048	214,696	926,290	456,000	470,290
都立	118,800	5,650	—	124,450	118,800	5,650

表2-60のとおり都立高校は施設費等がなく、年収約910万円未満の世帯は授業料をすべて就学支援金で賄うことができるため、少ない負担で進学できる。都は平成29年度から授業料の実質無償化の対象世帯を年収約760万円未満程度世帯にまで拡大するなどして私立学校に通う生徒の保護者の負担軽減に取り組んでいるが、私立高校に進学するための施設費等を含めた実質負担額は年間約47万円で、依然として都立高校との公私間格差は大きい。

なお、年収約910万円未満の世帯まで授業料が無償化されている都立高校との公私間格差を解消するため、年収約590万円未満の世帯における就学支援金の支給上限額が39万6千円まで引き上げられる機会を捉え、都は令和2年度から授業料の実質無償化の対象世帯を年収約910万円未満の世帯まで拡充することとした。

- 注1) 都立高等学校(全日制)の納付金については、入学時に支払う入学金 5,650 円のためのため、平年度換算し 1,883 円として見込んでいる。
- 注2) 表 2-60 の各費目の金額の算出については、小数点第一位を四捨五入したため、各費目の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。
- 注3) 年収約 760 万円未満程度の世帯を想定した場合、就学支援金等は、私立においては、私立高等学校等就学支援金(基礎額分) 118,800 円と私立高等学校等特別奨学金補助(住民税一定基準以下世帯) 337,200 円の合算額を、公立においては、高等学校等就学支援金 118,800 円を保護者負担軽減分として支給することを想定。